

第6期江戸川区障害福祉計画

第2期江戸川区障害児福祉計画

[令和3年度（2021年度）～5年度（2023年度）]

令和3年（2021年）3月



江戸川区

策定にあたって

平成19年(2007年)3月に第1期江戸川区障害福祉計画を策定してから14年が経過しました。昨年から世界中に猛威を振るう新型コロナウイルス感染症は、人々の暮らしを大きく変え、社会や経済に大きな影響を及ぼしています。

さまざまな時代の変化に対応し、永年、障害者福祉に関わってこられた皆様に深く敬意を表します。

本区は、令和元年(2019年)に人口が70万人を突破しました。しかし、2100年を見据えると、人口減少の時代となることが推計され、現在、「(仮称)江戸川区共生社会ビジョン」の策定を進めているところです。

また、「誰もが安心して自分らしく暮らせるまち 江戸川区」を目指して、さまざまな施策に取り組んでいます。特に「誰一人取り残さない」ことを目指し、持続可能な社会を実現するために国連総会で採択されたSDGs(エス・ディー・ジーズ)を「共生社会」と位置づけ、17のゴールを区政の重要な指針として、積極的に施策に取り組んでいます。

本計画においても、子ども、熟年者、障害の有無にかかわらず、地域に暮らす全ての方が生きがいを持って共に地域を支え、高めあえるように、環境を整備すると共に、障害のある方やその家族が慣れ親しんだ地域で自分らしく生活ができるように区民や関係機関の皆様と連携を図り、共生社会の実現に向けた取り組みを進めてまいります。

最後に、本計画の策定にあたり貴重なご意見をお寄せいただきました区民の皆様をはじめ、長期間にわたり精力的にご審議をいただいた「第6期江戸川区障害福祉計画」及び「第2期江戸川区障害児福祉計画」策定委員会及び江戸川区地域自立支援協議会の皆様に、心より感謝を申し上げます。

令和3年(2021年)3月

江戸川区長 **斉藤 猛**

目 次

第 1 章	第 6 期江戸川区障害福祉計画及び第 2 期江戸川区障害児福祉計画の概要.....	1
1	第 6 期江戸川区障害福祉計画及び第 2 期江戸川区障害児福祉計画について	1
2	関係法令等の制定・改正状況.....	6
3	サービス体系.....	12
第 2 章	区の現況.....	13
1	人口の推移.....	13
2	障害者手帳所持者数の推移.....	14
3	障害のある方の実雇用率の推移.....	26
第 3 章	共生社会の実現に向けた取り組み.....	28
1	共生社会の実現に向けた「区の取り組み」.....	29
2	共生社会の実現に向けた区のビジョン.....	47
第 4 章	サービス量の見込みと成果目標の設定.....	49
1	障害福祉サービス等の見込量とその確保について.....	49
2	成果目標について.....	50
第 5 章	地域生活支援事業.....	74
1	地域生活支援事業について.....	74
2	地域生活支援事業計画及び見込量.....	75
資 料 編	87
1	実態調査実施概要.....	89
2	策定経過.....	90

第 1 章 第 6 期江戸川区障害福祉計画及び第 2 期江戸川区障害児福祉計画の概要

1 第 6 期江戸川区障害福祉計画及び第 2 期江戸川区障害児福祉計画について

(1) 策定の趣旨

区では、平成 14 年（2002 年）7 月に「江戸川区長期計画（えどがわ新世紀デザイン）」を策定し、そこに示された基本構想・基本計画に基づく実施計画により、地域で暮らす全ての方が障害の有無によって分け隔てることなく、相互に尊重し合いながら共生する社会の環境づくりを進めてきました。

また、国の動向を踏まえ、「江戸川区障害者計画」、「江戸川区障害福祉計画」、「江戸川区障害児福祉計画」を策定し、障害者施策を進めてきました。

こうした動きの中で、「第 5 期江戸川区障害福祉計画」及び「第 1 期江戸川区障害児福祉計画」（以下、「第 5 期計画」という。）が最終年次（令和 2 年度（2020 年度））を迎えたことから、新たに「第 6 期江戸川区障害福祉計画」及び「第 2 期江戸川区障害児福祉計画」を策定します。

(2) 計画の位置づけ

第 6 期江戸川区障害福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項の規定に基づき、また、第 2 期江戸川区障害児福祉計画は、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づき、国が定める基本指針（以下、「国の基本指針」という。）に即して策定する「市町村障害福祉計画及び障害児福祉計画」です。

各種サービス（障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業及び児童福祉法に基づく障害児通所支援、障害児相談支援）の提供体制を確保することを主な目的としています。

(3) 計画期間

本計画の期間は、国の基本指針により令和3年度(2021年度)から5年度(2023年度)までの3年間とします。

計画名／年度	30 2018	R 1 2019	2 2020	3 2021	4 2022	5 2023	6 2024	7 2025	8 2026	9 2027
障害福祉計画 障害児福祉計画	第5期 第1期			第6期 第2期			第7期 第3期以降			
障害者計画	平成24年度(2012年度) ～令和3年度(2021年度)									
基本構想・基本計画	平成24年度(2012年度) ～令和3年度(2021年度)									

(4) 計画の対象

本計画は、障害者総合支援法第4条第1項に規定する障害者、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児を対象としています。

＜障害者の定義＞ 18歳以上で、以下に該当する者

種別	定義（障害者総合支援法第4条第1項）
身体障害者	身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
知的障害者	知的障害者福祉法にいう知的障害者
精神障害者 (発達障害者含む)	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。）
難病等の患者	治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって、政令で定めるものによる障害の程度が、厚生労働大臣が定める程度である者

＜障害児の定義＞18歳未満で、以下に該当する者

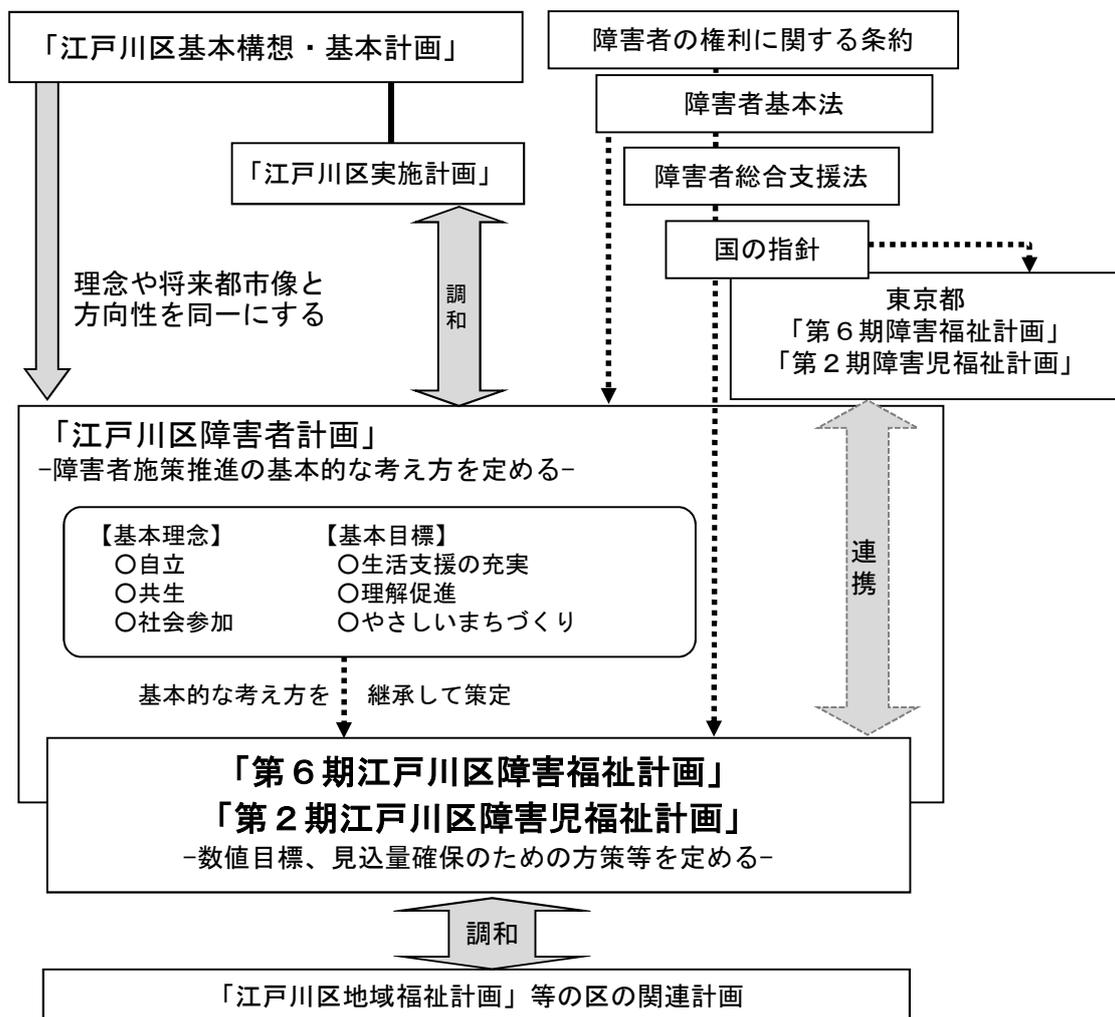
種別	定義（児童福祉法第4条第2項）
身体障害児	身体に障害のある児童
知的障害児	知的障害のある児童
精神障害児 (発達障害児含む)	精神に障害のある児童 (発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害児を含む。)
難病等の児童	治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって、障害者総合支援法第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が、同項の厚生労働大臣が定める程度である児童

(5) 策定の考え方

本計画は、国の基本指針に即して策定するとともに、以下の関連計画等との調和と整合の下に、策定しています。

- ・ 障害者の権利に関する条約の理念を尊重する。
- ・ 「江戸川区基本構想・基本計画」の理念や将来都市像と方向性を同一にする。
- ・ 上位計画である「江戸川区障害者計画」（根拠法令：障害者基本法第11条第3項）の基本的な考え方（基本理念、基本目標）を継承する。
- ・ 共生社会の実現に向けた区のSDGsの取り組みとの調和を図る。（4頁参照）
- ・ 「江戸川区地域福祉計画」（根拠法令：社会福祉法第107条）、「江戸川区熟年しあわせ計画及び介護保険事業計画」（根拠法令：老人福祉法第20条の8、介護保険法第117条）、「江戸川区子ども・子育て支援事業計画」（根拠法令：子ども・子育て支援法第61条）等の関連する区の他計画との調和を保つ。
- ・ 東京都の「第6期障害福祉計画」「第2期障害児福祉計画」との連携を図る。

<本計画策定の全体像>



SDGs (エス・ディー・ジーズ)

「SDGs (エス・ディー・ジーズ)」とは、「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称です。

17 の目標と 169 のターゲットから構成されており、「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて、経済、社会、環境の3つの側面のバランスの取れた持続可能な開発を目指しています。

江戸川区は、誰もが安心して自分らしく暮らせる共生社会の実現に向けてSDGs に積極的に取り組んでいます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



参考 障害者の権利に関する条約

「障害者の権利に関する条約」(障害者権利条約)は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める国際条約で、平成 18 年(2006 年)12 月に国連総会において採択されました。主な内容は、障害に基づくあらゆる差別の禁止、障害者が社会に参加し、包容されることを促進する等です。

日本は、平成 19 年(2007 年)に条約に署名し、障害者基本法の改正等の法整備を経て、平成 26 年(2014 年)1 月 20 日に批准書を寄託し、同年 2 月 19 日に条約は、効力を発生しました。

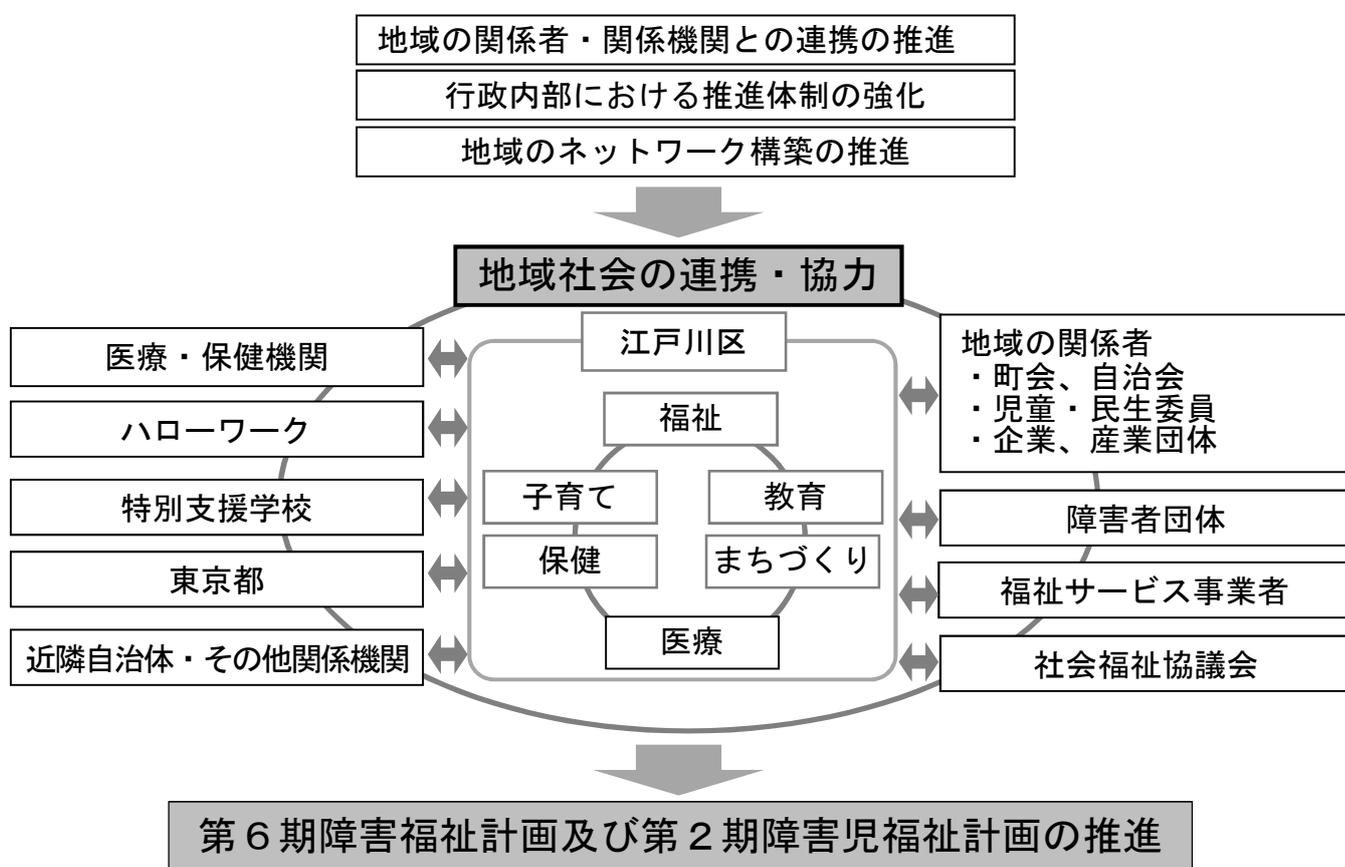
(6) 計画の推進に向けて

① 関係機関等との連携の推進

本計画は、福祉・保健・医療等のさまざまな関連分野に渡るものであり、各関係機関や地域が連携を図りながら、総合的に取り組みを進めていくことが重要です。

計画の推進に向けて、地域の関係者・関係機関との連携や行政内部における推進体制の強化等により、地域のネットワーク構築を推進し、サービス提供体制の確保を図ります。

<地域社会のネットワークと連携のイメージ>



② PDCAサイクルの実施

国の基本指針に基づき、本計画に定める目標等について、年に1回、その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向を踏まえて、評価・分析を行います。サービスごとの利用実績値については単年度ごとに確認し、見込量との差異を評価します。差異が大きい場合は、サービス供給量の調整あるいは、見込量の変更等について検討します。

2 関係法令等の制定・改正状況

前期計画の策定以降、以下のような制度等が制定されています。

■ 国「障害者基本計画（第4次）」の策定（平成30年（2018年）3月）

計画期間は平成30年度（2018年度）～令和4年度（2022年度）。計画の基本的方向として、①社会のバリア（社会的障壁）除去をより強力に推進、②障害者権利条約の理念を尊重し、整合性を確保、③障害者差別の解消に向けた取り組みを着実に推進、④着実かつ効果的な実施のための成果目標の充実などが示されました。

■ 東京都差別解消条例の制定（平成30年（2018年）10月）

正式名称は「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」。全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的に「障害を理由とする差別の解消に関する法律」（障害者差別解消法）が平成28年（2016年）4月1日に制定されたことを受け、差別解消の取り組みをさらに推進するため、平成30年（2018年）10月1日に制定されました。

■ 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の成立

（平成30年（2018年）6月施行）

障害のある方による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障害のある方の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目指しています。

■ 「ユニバーサル社会実現推進法」の成立（平成30年（2018年）12月施行）

正式名称は「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」。この法律では「ユニバーサル社会」を、障害の有無、年齢等にかかわらず、国民一人一人が、社会の対等な構成員として、その尊厳が重んぜられるとともに、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその能力を十分に発揮し、もって国民1人1人が相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する社会と定義しています。ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進することを目指しています。

■ 「読書バリアフリー法」の施行（令和元年（2019年）6月施行）

正式名称は「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」。障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的として、視覚障害者等（＝視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な方）の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することを目指しています。

■ 「障害者の雇用の促進等に関する法律」の一部改正

（令和2年（2020年）4月施行）

障害者雇用を一層促進するため、自ら率先して障害のある方を雇用するよう努めることが国及び地方公共団体の責務と位置付けられました。また、民間事業者における短時間労働以外の労働が困難な状況にある障害のある方の雇用の支援、国及び地方公共団体における障害のある方の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を規定しています。

■ 「バリアフリー法」の一部改正（令和3年（2021年）4月施行）

正式名称は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」。公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取り組み強化とともに、国民に向けた広報啓発の取り組み促進を規定しています。また、今回新たに市町村等による「心のバリアフリー」の推進に関する事項が追加されました。

参考 心のバリアフリー

様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことです（「ユニバーサルデザイン2020行動計画（2017年2月ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定）」より）。

そのためには、一人一人が具体的な行動を起こし継続することが必要です。各人がこの「心のバリアフリー」を体現するためのポイントは、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」では、以下の3点とされています。

- （1）障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること。
- （2）障害のある人（及びその家族）への差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底すること。
- （3）自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

■ 「電話リレーサービス法」の成立（令和2年（2020年）6月施行）

正式名称は「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」。国による基本方針の策定と、聴覚障害者が手話通訳者などを介して連絡を取る「電話リレーサービス」（パソコンやスマホの画面を通じて手話や文字で発信し、通訳が通話先にその内容を伝えるもの）を制度化し、交付金制度の創設を定めています。

■ 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部改正

（令和3年（2021年）4月施行）

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制構築の支援などの措置の規定が追加されました。

■ 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針

令和2年（2020年）5月には、本計画の指針となる「第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針」が示されました。

<基本指針見直しの主なポイント>

令和2年5月19日 厚生労働省「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部改正について（通知）」より

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部改正について（概要）

1 告示の趣旨

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号。以下「基本指針」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第87条第1項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の19第1項の規定に基づき、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針を定めるものである。

現行の基本指針は、市町村及び都道府県が平成30年度から令和2年度までの第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画を作成するに当たって、即すべき事項を定めているところである。

今般、直近の障害保健福祉施策の動向等を踏まえ、市町村及び都道府県が令和3年度から令和5年度までの第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画を作成するに当たって、即すべき事項を定めるため、基本指針について必要な改正を行ったものである。

2 主な改正内容

(1) 基本的理念に係る事項の見直し

- ① 入所等から地域生活への移行について、日中サービス支援型指定共同生活援助により常時の支援体制を確保すること等により、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるような体制を確保する旨を記載する。
- ② 引き続き地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組む旨を記載する。
- ③ 障害福祉サービス等の提供を担う人材を確保するため、研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等に、関係者が協力して取り組むことが重要である旨を記載する。
- ④ 障害者の社会参加を促進するため、多様なニーズを踏まえ、特に障害者の文化芸術活動の推進や、視覚障害者等の読書環境の計画的な整備の推進を図る旨を記載する。

(2) 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方に係る事項の見直し

強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実や、アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策を推進する旨を記載する。

(3) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方に係る事項の見直し

- ① 相談支援体制に関して、各地域において検証・評価を行い、各種機能の更なる強化・充実に向けた検討を行うことが必要である旨を記載する。
- ② 発達障害者等に対する支援に関して、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制を確保すること及び発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することが重要である旨を記載する。

(4) 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方に係る事項の見直し

- ① 児童発達支援センターについて、地域支援機能を強化することにより地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進することが重要である旨を記載する。
- ② 障害児入所施設に関して、ケア単位の小規模化の推進及び地域に開かれたものとする必要がある旨を記載するとともに、入所児童の18歳以降の支援の在り方について必要な協議が行われる体制整備を図る必要がある旨を記載する。
- ③ 保育、保健医療、教育等の関係機関との連携に関して、
 - ・ 障害児通所支援の実施に当たって、学校の空き教室の活用等の実施形態を検討する必要がある旨
 - ・ 難聴児支援に当たって、児童発達支援センターや特別支援学校（聴覚障害）等を活用した難聴児支援のための中核的機能を有する体制確保等が必要である旨を記載する。

- ④ 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備に関して、
- ・ 重症心身障害児や医療的ケア児の支援に当たって、その人数やニーズを把握する必要があり、その際、管内の支援体制の現状を把握する必要がある旨
 - ・ 重症心身障害児や医療的ケア児が利用する短期入所の実施体制の確保について、家庭的環境等を十分に踏まえた支援や家族のニーズの把握が必要である旨及びニーズの多様化を踏まえ協議会等を活用して役割等を検討する必要がある旨
 - ・ 医療的ケア児の支援に係るコーディネーターに求められる具体的な役割（入院中からの退院支援、個々の発達段階に応じた発達支援等）を記載する。

(5) 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標の設定

- ① 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行すること、令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・ 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。
 - ・ 令和5年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数（65歳以上・未満）の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する。
 - ・ 精神病床における早期退院率に関して、入院後3ヶ月時点の退院率については69%以上、入院後6ヶ月時点の退院率については86%以上及び入院後1年時点の退院率については92%以上とすることを基本とする。
- ③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- 地域生活支援拠点等について、令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等
- ・ 令和5年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上とすることを基本とする。
 - ・ 併せて、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業のそれぞれに係る移行者数の目標値を定めることとし、それぞれ令和元年度実績の1.30倍以上、概ね1.26倍以上及び概ね1.23倍以上を目指すこととする。
 - ・ 令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
 - ・ 就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。
 - ・ このほか、大学在学中の学生の就労移行支援事業の利用促進、就労継続支援事業等における農福連携の取組の推進及び高齢障害者に対する就労継続支援B型事業等による支援の実施等を進めることが望ましい旨を記載する。

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

- ・ 令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1ヵ所以上設置することを基本とする。
- ・ 令和5年度末までに児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施する等により全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- ・ 令和5年度末までに各都道府県において、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することを基本とする。
- ・ 令和5年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1ヵ所以上確保することを基本とする。
- ・ 令和5年度末までに 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

⑥ 相談支援体制の充実・強化等

令和5年度末までに各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

令和5年度末までに都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。

(6) その他

障害者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進に関して、都道府県による障害者の文化芸術活動を支援するセンターの設置及び広域的な支援を行うセンターの設置を推進する旨を記載する。

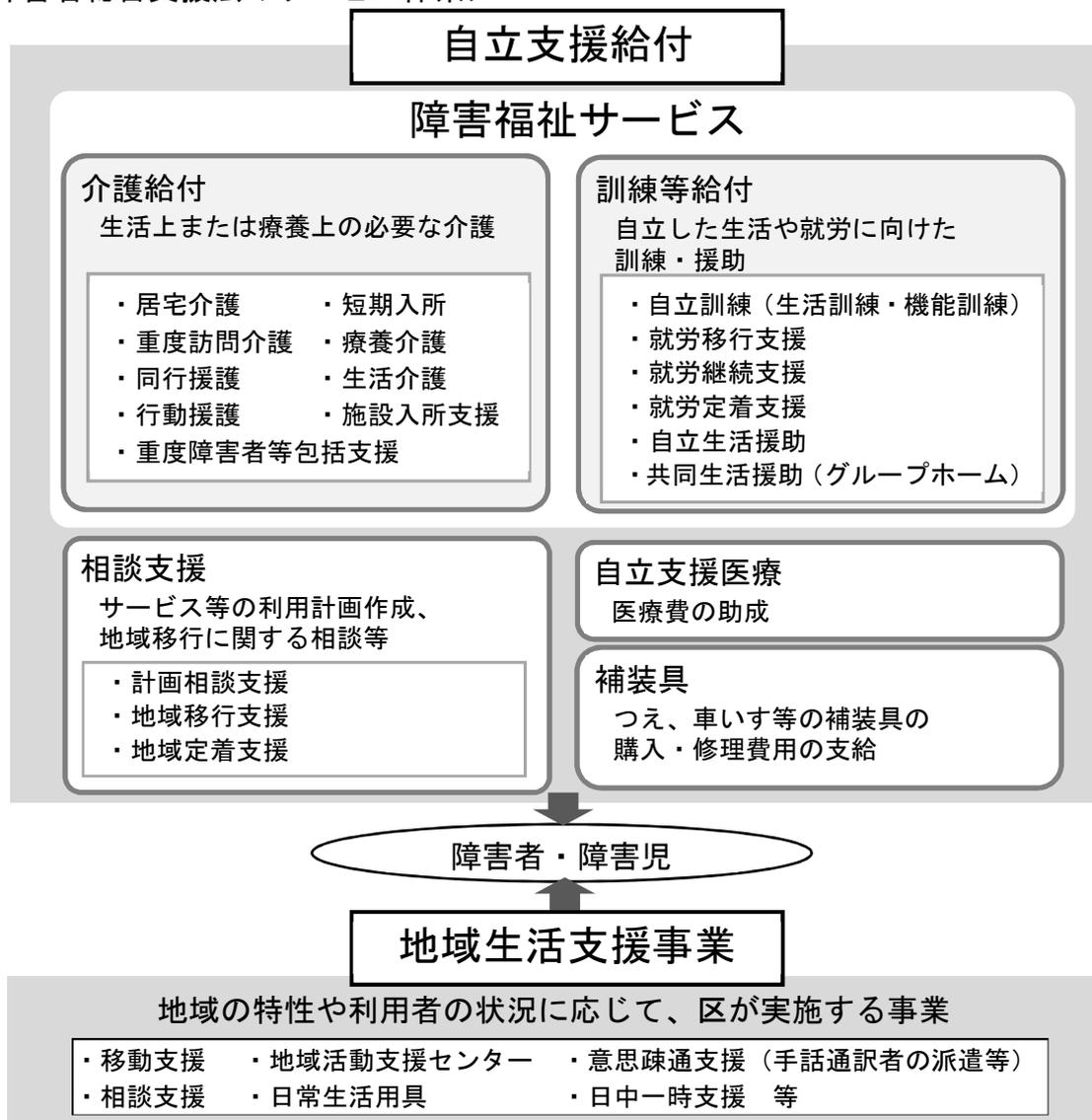
また、(5)に掲げる目標の設定に伴い、必要な活動指標を設定する。

3 サービス体系

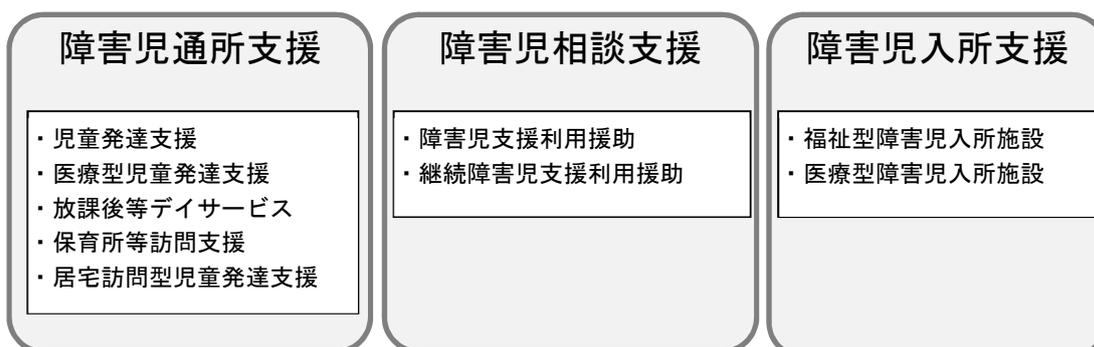
障害者総合支援法のサービスは、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」で構成されています。

なお、障害児は、障害者総合支援法と児童福祉法のサービスが対象となります。

<障害者総合支援法のサービス体系>



<児童福祉法のサービス体系>



第2章 区の現況

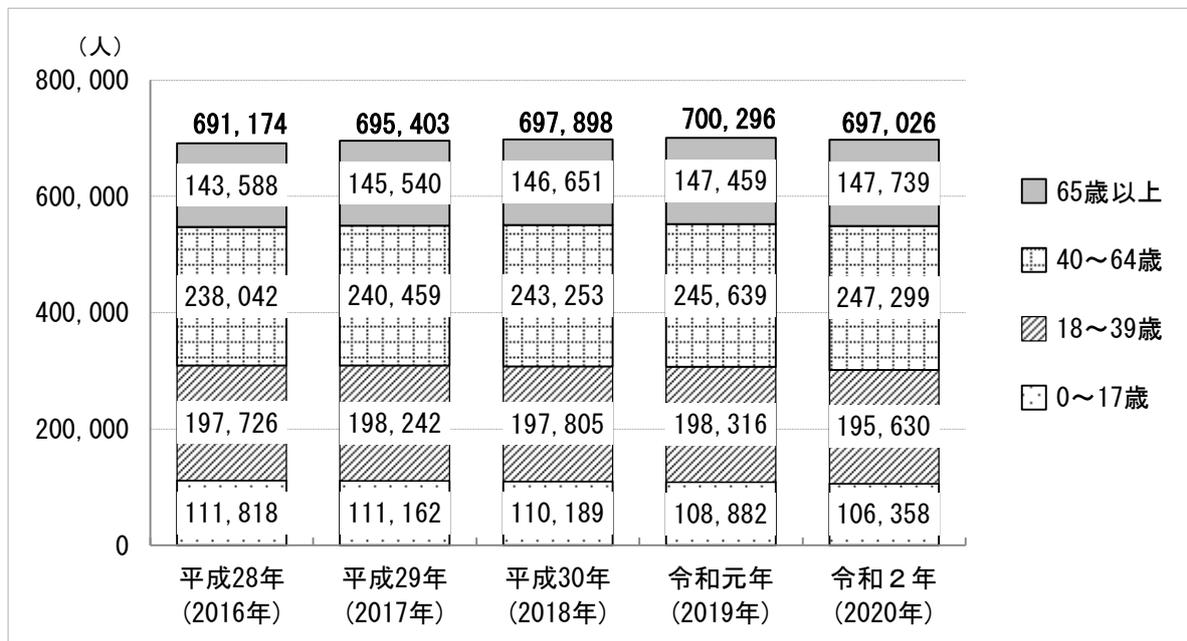
構成比の表示は小数点以下第2位を四捨五入して表示しています。このため合計が100%にならない場合があります。

1 人口の推移

区の総人口は、令和2年（2020年）10月1日現在 697,026 人となっています。総人口はこれまで増加傾向を続けていましたが、令和元年（2019年）から令和2年（2020年）にかけては減少に転じています。

構成比では、0～17歳と18～39歳の総人口に占める割合が減少傾向にある一方で、40～64歳および65歳以上の割合は増加傾向にあり、高齢化が進んでいます。

<区の総人口の推移>



(各年10月1日現在)

		平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)
実数	0～17歳	111,818	111,162	110,189	108,882	106,358
	18～39歳	197,726	198,242	197,805	198,316	195,630
	40～64歳	238,042	240,459	243,253	245,639	247,299
	65歳以上	143,588	145,540	146,651	147,459	147,739
	計	691,174	695,403	697,898	700,296	697,026
構成比	0～17歳	16.2%	16.0%	15.8%	15.5%	15.3%
	18～39歳	28.6%	28.5%	28.3%	28.3%	28.1%
	40～64歳	34.4%	34.6%	34.9%	35.1%	35.5%
	65歳以上	20.8%	20.9%	21.0%	21.1%	21.2%

※住民基本台帳登録者（外国人含む）

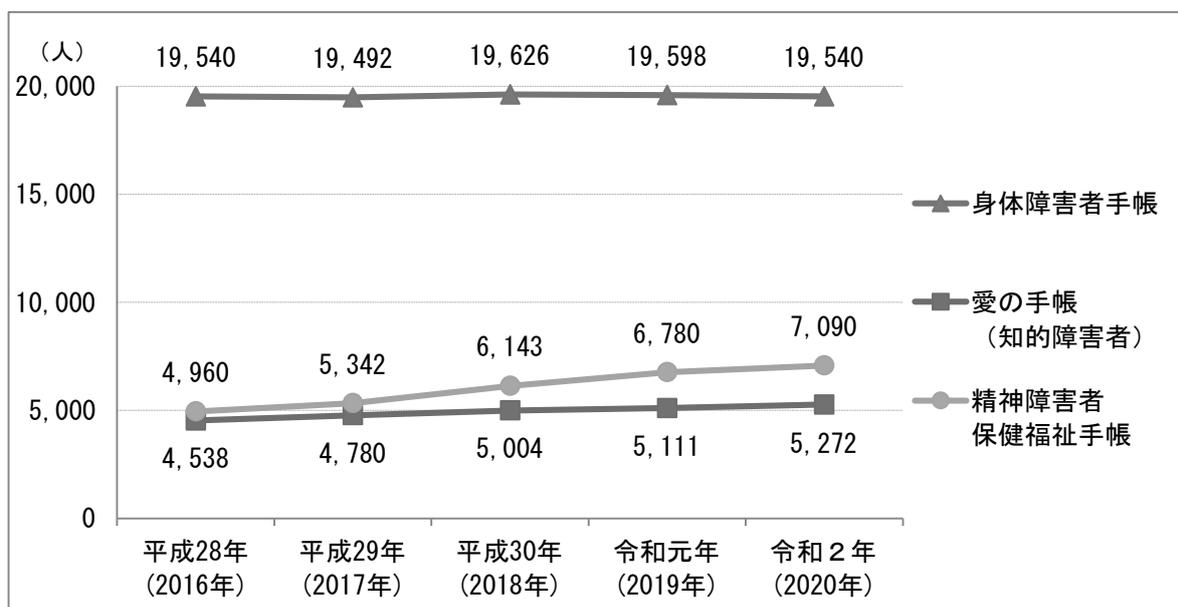
2 障害者手帳所持者数の推移

(1) 障害者手帳所持者数（3障害）の推移

障害者手帳の所持者数は、愛の手帳及び精神障害者保健福祉手帳が毎年増加しています。特に、精神障害者保健福祉手帳所持者数は平成28年（2016年）に比べ140%以上と大きく増加しています。

構成比では、身体障害者手帳所持者が6割を占め、最も多くなっています。

<障害者手帳所持者数（3障害）の推移>



(各年10月1日現在)

		平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)
総人口	人口	691,174	695,403	697,898	700,296	697,026
	対28年比	100.0%	100.6%	101.0%	101.3%	100.8%
	手帳所持者割合	4.2%	4.3%	4.4%	4.5%	4.6%
障害者手帳所持者	所持者数	29,038	29,614	30,773	31,489	31,902
	対28年比	100.0%	102.0%	106.0%	108.4%	109.9%
	構成比	4.2%	4.3%	4.4%	4.5%	4.6%
身体障害者手帳	所持者数	19,540	19,492	19,626	19,598	19,540
	対28年比	100.0%	99.8%	100.4%	100.3%	100.0%
	構成比	67.3%	65.8%	63.8%	62.2%	61.3%
愛の手帳 (知的障害者)	所持者数	4,538	4,780	5,004	5,111	5,272
	対28年比	100.0%	105.3%	110.3%	112.6%	116.2%
	構成比	15.6%	16.1%	16.3%	16.2%	16.5%
精神障害者 保健福祉手帳	所持者数	4,960	5,342	6,143	6,780	7,090
	対28年比	100.0%	107.7%	123.9%	136.7%	142.9%
	構成比	17.1%	18.1%	20.0%	21.5%	22.2%

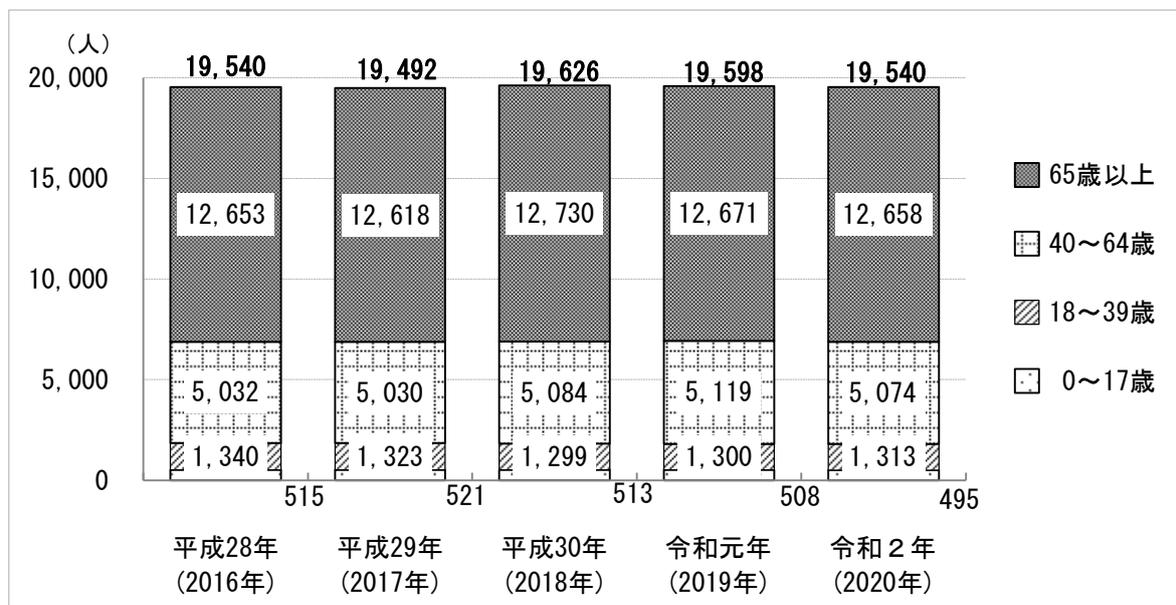
(2) 身体障害者手帳所持者数の推移

① 年齢区分別

身体障害者手帳所持者数は、ここ数年、おおむね横ばいで推移しており、令和2年（2020年）10月1日現在19,540人となっています。

年齢区分では、65歳以上が約65%を占めており、高齢化が顕著です。

<年齢区分別 身体障害者手帳所持者数>



(各年10月1日現在)

		平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)
実数	0～17歳	515	521	513	508	495
	18～39歳	1,340	1,323	1,299	1,300	1,313
	40～64歳	5,032	5,030	5,084	5,119	5,074
	65歳以上	12,653	12,618	12,730	12,671	12,658
	計	19,540	19,492	19,626	19,598	19,540
構成比	0～17歳	2.6%	2.7%	2.6%	2.6%	2.5%
	18～39歳	6.9%	6.8%	6.6%	6.6%	6.7%
	40～64歳	25.8%	25.8%	25.9%	26.1%	26.0%
	65歳以上	64.8%	64.7%	64.9%	64.7%	64.8%

参考 身体障害者手帳

身体障害者手帳は、身体障害者福祉法に定める障害程度に該当すると認められた方に交付されるもので、各種の福祉サービスを受けるために必要となるものです。

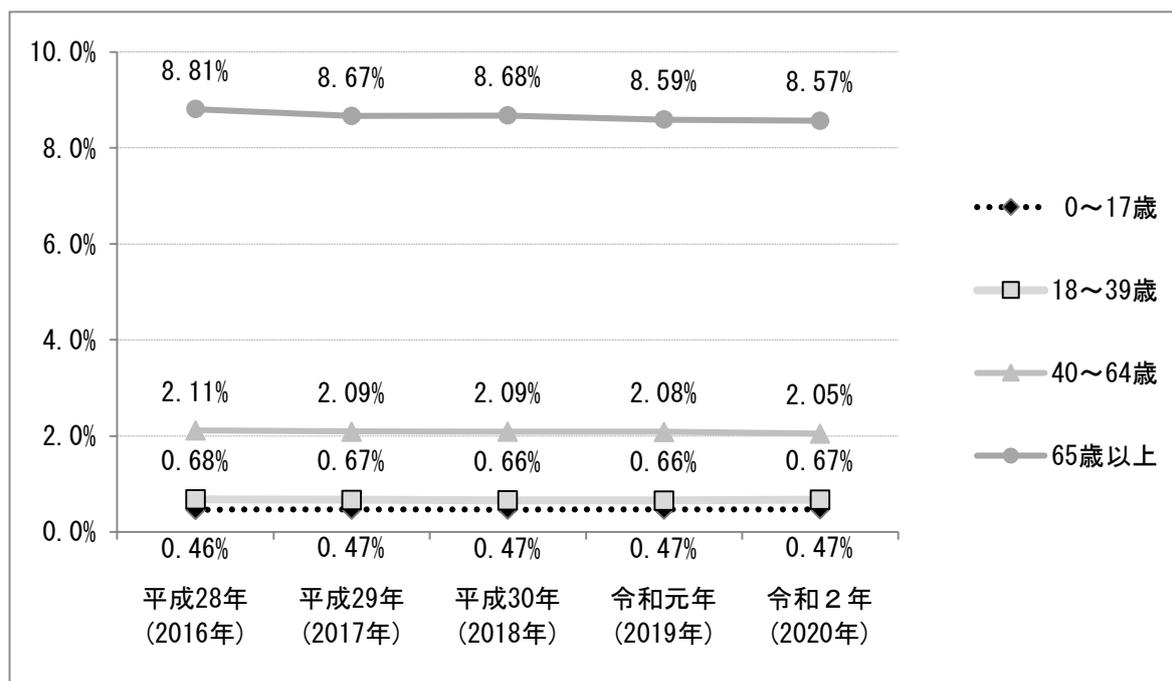
障害の程度により、1級（重度）から6級（軽度）までの区分があります。

② 対人口割合

令和2年（2020年）10月1日現在の対人口割合では、区の総人口に占める割合は2.80%となっています。

年齢4区分別の対人口割合では、40～64歳および65歳以上の区分は減少傾向で推移しています。

<対人口割合（年齢4区分別）>



（各年10月1日現在）

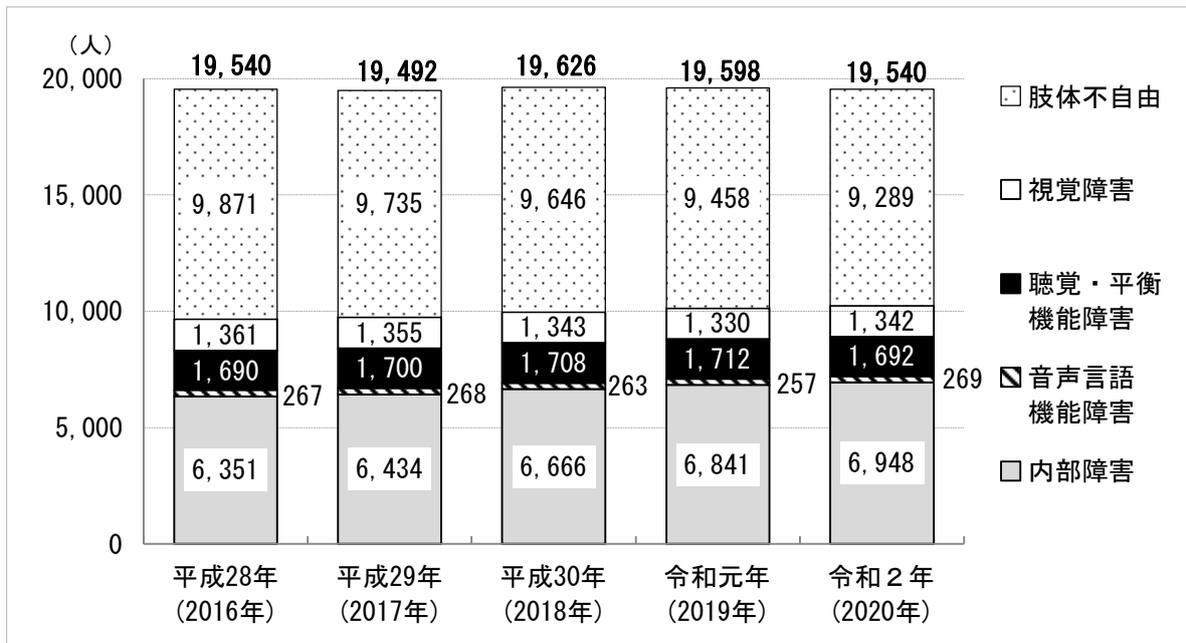
	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)
0～17歳	0.46%	0.47%	0.47%	0.47%	0.47%
18～39歳	0.68%	0.67%	0.66%	0.66%	0.67%
40～64歳	2.11%	2.09%	2.09%	2.08%	2.05%
65歳以上	8.81%	8.67%	8.68%	8.59%	8.57%
全体	2.83%	2.80%	2.81%	2.80%	2.80%

③ 障害部位別

障害部位別では、肢体不自由は減少、内部障害は増加で推移しています。

構成比では、肢体不自由が47.5%を占め、続いて、内部障害が35.6%となっており、両障害を合わせると全体の8割以上を占めています。

<障害部位別 身体障害者手帳所持者数>



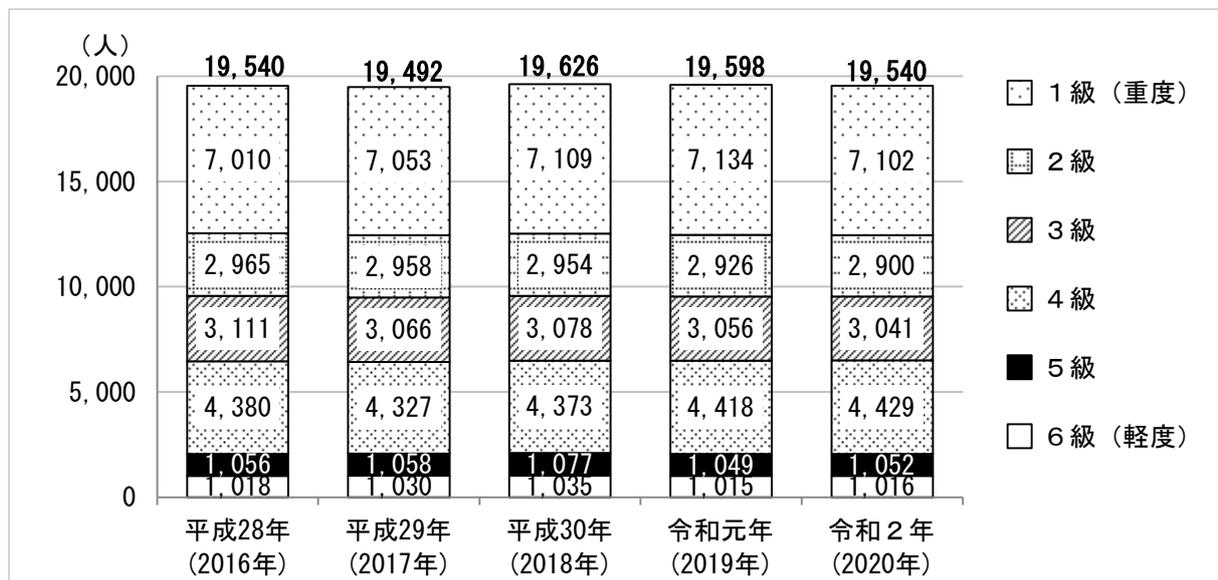
(各年10月1日現在)

		平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)
全 体	所持者数	19,540	19,492	19,626	19,598	19,540
	対28年比	100.0%	99.8%	100.4%	100.3%	100.0%
肢体不自由	所持者数	9,871	9,735	9,646	9,458	9,289
	対28年比	100.0%	98.6%	97.7%	95.8%	94.1%
	構成比	50.5%	49.9%	49.1%	48.3%	47.5%
視 覚 障 害	所持者数	1,361	1,355	1,343	1,330	1,342
	対28年比	100.0%	99.6%	98.7%	97.7%	98.6%
	構成比	7.0%	7.0%	6.8%	6.8%	6.9%
聴 覚 ・ 平 衡 機 能 障 害	所持者数	1,690	1,700	1,708	1,712	1,692
	対28年比	100.0%	100.6%	101.1%	101.3%	100.1%
	構成比	8.6%	8.7%	8.7%	8.7%	8.7%
音 声 言 語 機 能 障 害	所持者数	267	268	263	257	269
	対28年比	100.0%	100.4%	98.5%	96.3%	100.7%
	構成比	1.4%	1.4%	1.3%	1.3%	1.4%
内 部 障 害	所持者数	6,351	6,434	6,666	6,841	6,948
	対28年比	100.0%	101.3%	105.0%	107.7%	109.4%
	構成比	32.5%	33.0%	34.0%	34.9%	35.6%

④ 等級別

等級別では1級が最も多く、構成比で見ると、36.3%を占めています。

<等級別 身体障害者手帳所持者数>



(各年10月1日現在)

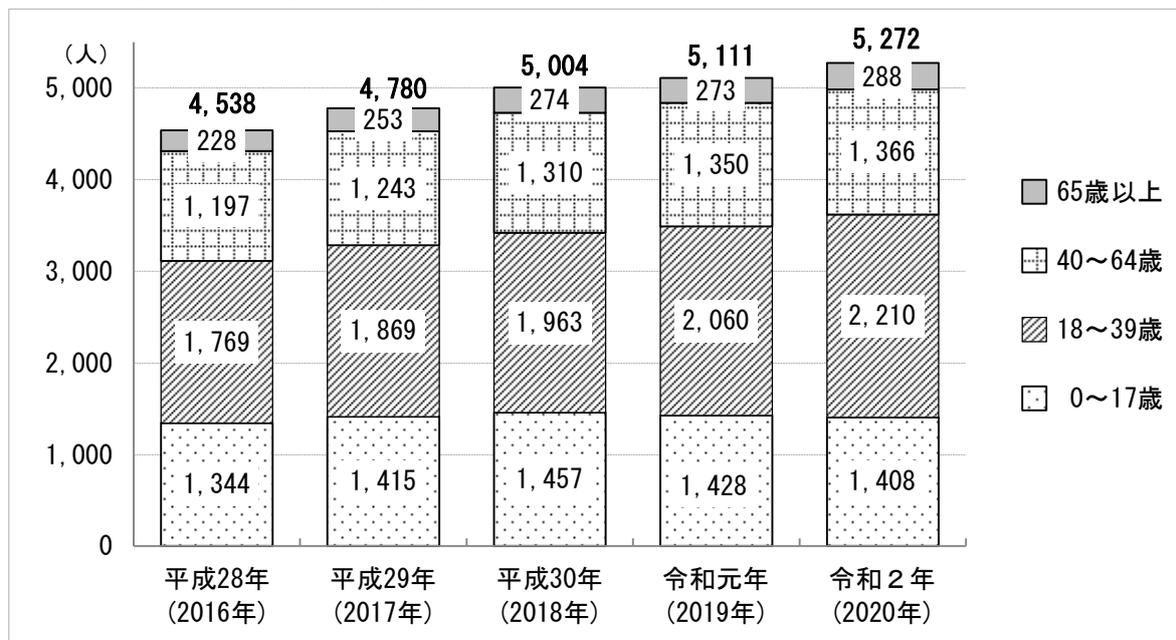
		平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)
全体	所持者数	19,540	19,492	19,626	19,598	19,540
	対28年比	100.0%	99.8%	100.4%	100.3%	100.0%
1級 (重度)	所持者数	7,010	7,053	7,109	7,134	7,102
	対28年比	100.0%	100.6%	101.4%	101.8%	101.3%
	構成比	35.9%	36.2%	36.2%	36.4%	36.3%
2級	所持者数	2,965	2,958	2,954	2,926	2,900
	対28年比	100.0%	99.8%	99.6%	98.7%	97.8%
	構成比	15.2%	15.2%	15.1%	14.9%	14.8%
3級	所持者数	3,111	3,066	3,078	3,056	3,041
	対28年比	100.0%	98.6%	98.9%	98.2%	97.7%
	構成比	15.9%	15.7%	15.7%	15.6%	15.6%
4級	所持者数	4,380	4,327	4,373	4,418	4,429
	対28年比	100.0%	98.8%	99.8%	100.9%	101.1%
	構成比	22.4%	22.2%	22.3%	22.5%	22.7%
5級	所持者数	1,056	1,058	1,077	1,049	1,052
	対28年比	100.0%	100.2%	102.0%	99.3%	99.6%
	構成比	5.4%	5.4%	5.5%	5.4%	5.4%
6級 (軽度)	所持者数	1,018	1,030	1,035	1,015	1,016
	対28年比	100.0%	101.2%	101.7%	99.7%	99.8%
	構成比	5.2%	5.3%	5.3%	5.2%	5.2%

(3) 愛の手帳所持者数の推移

① 年齢区分別

愛の手帳所持者数は、毎年増加しており、令和2年(2020年)10月1日現在5,272人となっています。18～39歳の割合が約4割を占め、最も多くなっています。

<年齢区分別 愛の手帳所持者数>



(各年10月1日現在)

		平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)
実数	0～17歳	1,344	1,415	1,457	1,428	1,408
	18～39歳	1,769	1,869	1,963	2,060	2,210
	40～64歳	1,197	1,243	1,310	1,350	1,366
	65歳以上	228	253	274	273	288
	計	4,538	4,780	5,004	5,111	5,272
構成比	0～17歳	29.6%	29.6%	29.1%	27.9%	26.7%
	18～39歳	39.0%	39.1%	39.2%	40.3%	41.9%
	40～64歳	26.4%	26.0%	26.2%	26.4%	25.9%
	65歳以上	5.0%	5.3%	5.5%	5.3%	5.5%

参考 愛の手帳

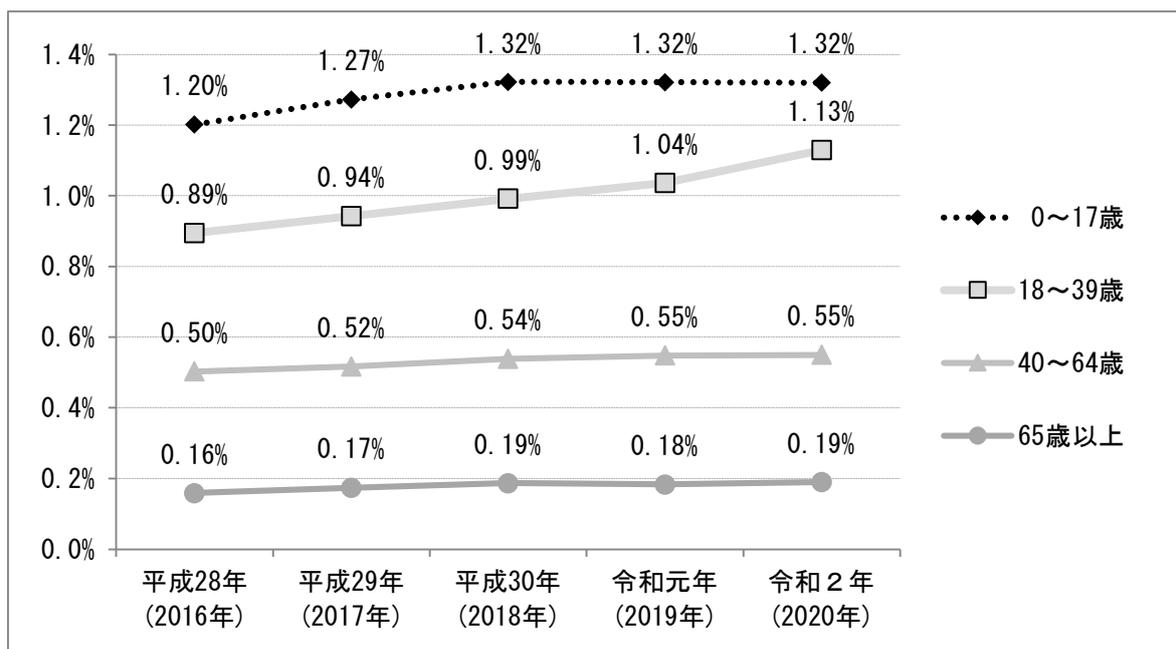
愛の手帳は、児童相談所または東京都心身障害者福祉センターにおいて知的障害者であると判定された方に交付されるもので、各種の福祉サービスを受けるために必要となるものです。国の制度として療育手帳があり、「愛の手帳」はこの制度の適用を受けています。障害の程度により、1度(最重度)から4度(軽度)までの区分があります。

② 対人口割合

令和2年（2020年）10月1日現在の対人口割合では、区の総人口に占める割合は0.76%となっています。

年齢4区分別の対人口割合では、特に18～39歳の割合が大きく増加しています。他の年齢区分は、平成30年（2018年）以降はおおむね横ばいとなっています。

<対人口割合（年齢4区分別）>



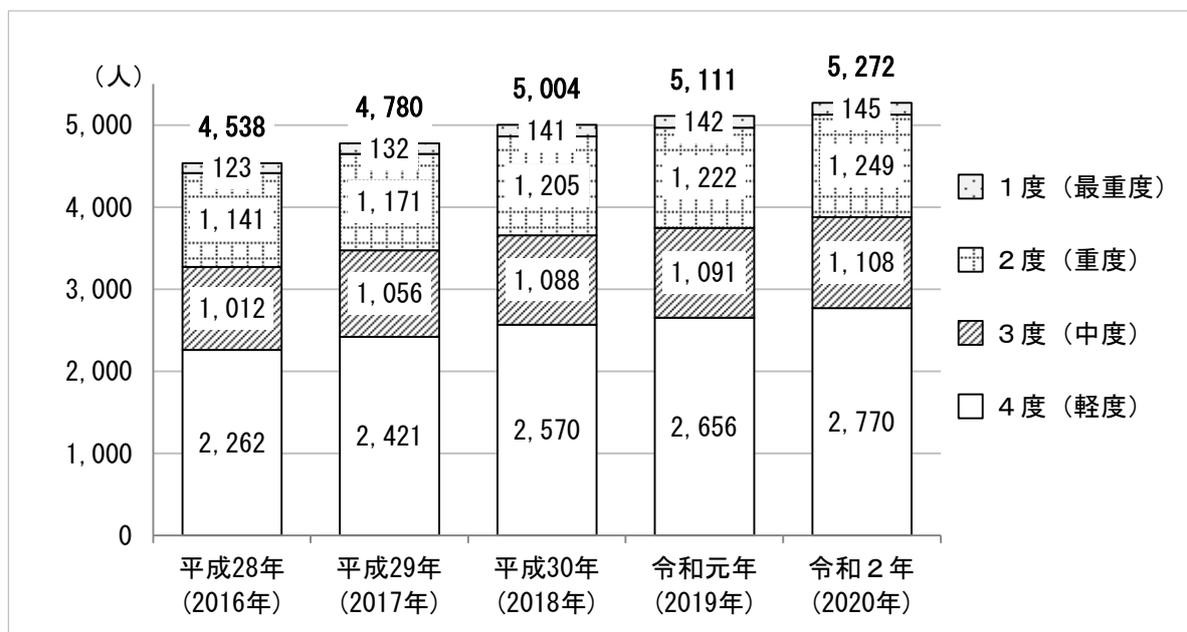
(各年10月1日現在)

	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)
0～17歳	1.20%	1.27%	1.32%	1.32%	1.32%
18～39歳	0.89%	0.94%	0.99%	1.04%	1.13%
40～64歳	0.50%	0.52%	0.54%	0.55%	0.55%
65歳以上	0.16%	0.17%	0.19%	0.18%	0.19%
全体	0.66%	0.69%	0.72%	0.73%	0.76%

③ 等級別

等級別では、全ての等級において増加傾向となっています。
構成比では、特に4度（軽度）の割合が増加しています。

<等級別 愛の手帳所持者数>



(各年10月1日現在)

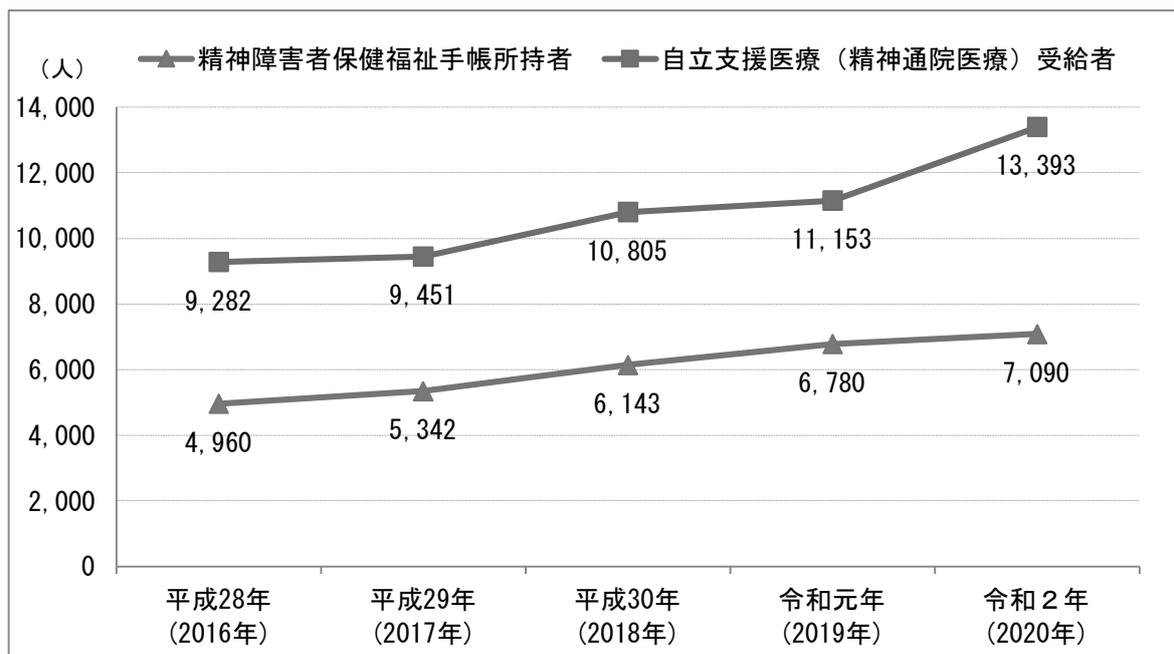
		平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)
全体	所持者数	4,538	4,780	5,004	5,111	5,272
	対28年比	100.0%	105.3%	110.3%	112.6%	116.2%
1度 (最重度)	所持者数	123	132	141	142	145
	対28年比	100.0%	107.3%	114.6%	115.4%	117.9%
	構成比	2.7%	2.8%	2.8%	2.8%	2.8%
2度 (重度)	所持者数	1,141	1,171	1,205	1,222	1,249
	対28年比	100.0%	102.6%	105.6%	107.1%	109.5%
	構成比	25.1%	24.5%	24.1%	23.9%	23.7%
3度 (中度)	所持者数	1,012	1,056	1,088	1,091	1,108
	対28年比	100.0%	104.3%	107.5%	107.8%	109.5%
	構成比	22.3%	22.1%	21.7%	21.3%	21.0%
4度 (軽度)	所持者数	2,262	2,421	2,570	2,656	2,770
	対28年比	100.0%	107.0%	113.6%	117.4%	122.5%
	構成比	49.8%	50.6%	51.4%	52.0%	52.5%

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数等の推移

① 全体の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数、自立支援医療（精神通院医療）の受給者数は、いずれも毎年増加しています。精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和2年（2020年）10月1日現在7,090人となっています。

<精神障害者保健福祉手帳所持者数及び自立支援医療（精神通院医療）受給者数>



(各年10月1日現在)

	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)
精神障害者保健福祉手帳所持者	4,960	5,342	6,143	6,780	7,090
自立支援医療(精神通院医療)受給者	9,282	9,451	10,805	11,153	13,393

参考 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳は、精神障害のため、長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方を対象として、一定の精神障害の状態にあることを証明する手段として交付されます。障害の程度により、1級（重度）から3級（軽度）までの区分があります。手帳の取得により、障害の種別と程度に応じたサービスを利用できるようになります。

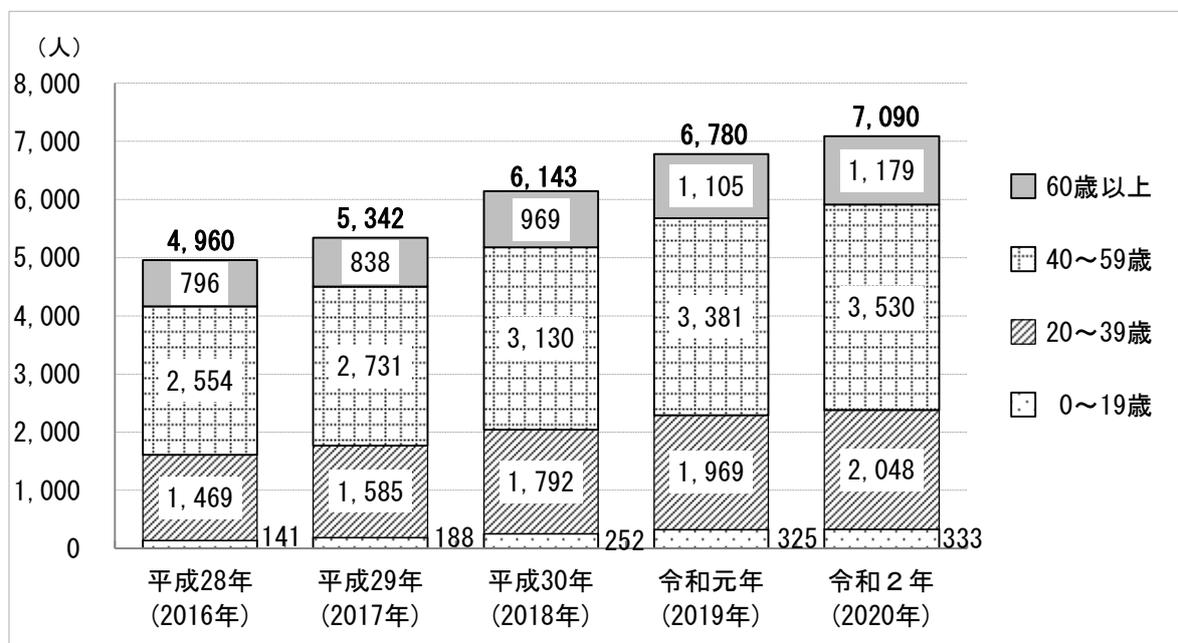
参考 自立支援医療（精神通院医療）受給者

自立支援医療（精神通院医療）受給者とは、自立支援医療制度による「自立支援医療受給者証（精神通院）」の交付を受けている方です。これは、精神疾患を有し、通院による精神医療を継続的に要する程度の病状にある方の通院医療費の負担軽減を図るものです。

② 年齢区分別

年齢区分別では、全ての年齢区分において、増加傾向で推移しています。
構成比では、40～59歳が約半数を占めています。

<年齢区分別 精神障害者保健福祉手帳所持者数>



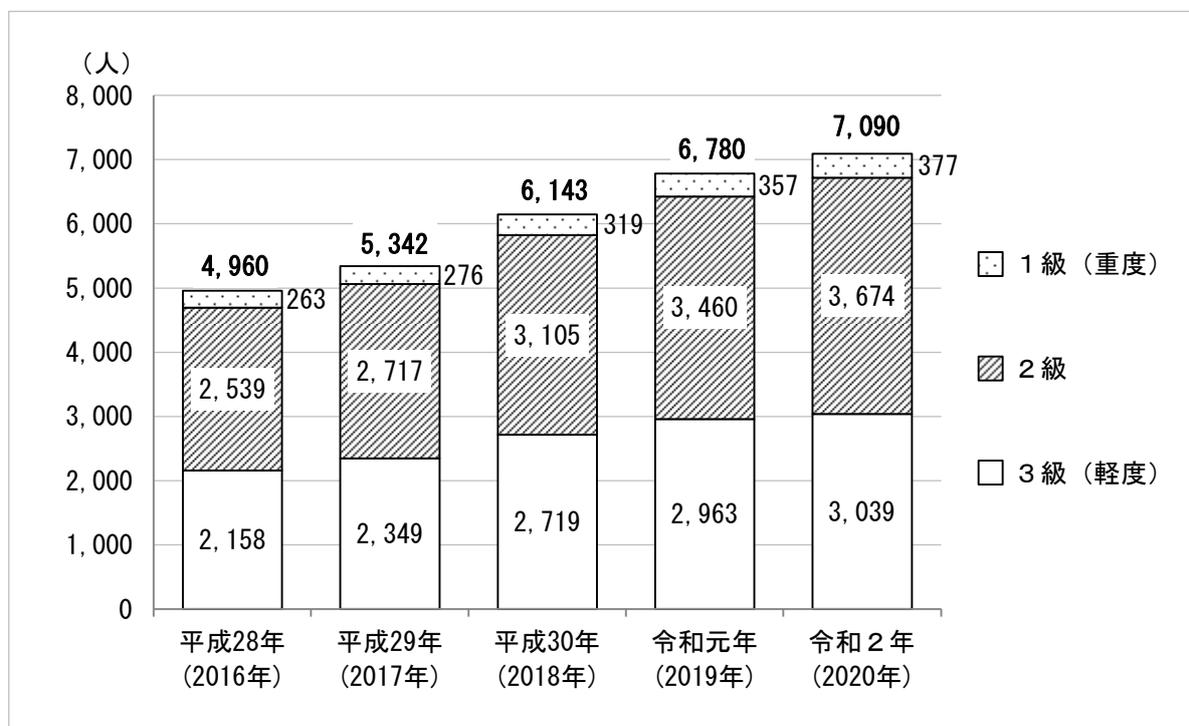
(各年10月1日現在)

		平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)
実数	0～19歳	141	188	252	325	333
	20～39歳	1,469	1,585	1,792	1,969	2,048
	40～59歳	2,554	2,731	3,130	3,381	3,530
	60歳以上	796	838	969	1,105	1,179
	計	4,960	5,342	6,143	6,780	7,090
構成比	0～19歳	2.8%	3.5%	4.1%	4.8%	4.7%
	20～39歳	29.6%	29.7%	29.2%	29.0%	28.9%
	40～59歳	51.5%	51.1%	51.0%	49.9%	49.8%
	60歳以上	16.0%	15.7%	15.8%	16.3%	16.6%

③ 等級別

等級別では、2級が約半数を占め、最も多くなっています。続いて、3級が約4割を占めています。

<等級別 精神障害者保健福祉手帳所持者数>



(各年10月1日現在)

		平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)
全体	所持者数	4,960	5,342	6,143	6,780	7,090
	対28年比	100.0%	107.7%	123.9%	136.7%	142.9%
1級 (重度)	所持者数	263	276	319	357	377
	対28年比	100.0%	104.9%	121.3%	135.7%	143.3%
	構成比	5.3%	5.2%	5.2%	5.3%	5.3%
2級	所持者数	2,539	2,717	3,105	3,460	3,674
	対28年比	100.0%	107.0%	122.3%	136.3%	144.7%
	構成比	51.2%	50.9%	50.5%	51.0%	51.8%
3級 (軽度)	所持者数	2,158	2,349	2,719	2,963	3,039
	対28年比	100.0%	108.9%	126.0%	137.3%	140.8%
	構成比	43.5%	44.0%	44.3%	43.7%	42.9%

(5) 障害支援区分認定者数の推移

障害支援区分の認定者数は、増加傾向が続いており、特に精神障害者は平成28年(2016年)から約4割増加しています。

障害別では、知的障害者の割合が最も多くなっています。

<障害支援区分 認定者数>

(各年10月1日現在)

		平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)
身体障害者	区分1	61	44	47	83	75
	区分2	166	141	131	161	157
	区分3	190	187	183	235	234
	区分4	88	92	103	112	117
	区分5	118	113	100	115	110
	区分6	301	306	326	328	344
	計	924	883	890	1,034	1,037
知的障害者	区分1	41	29	28	19	15
	区分2	299	293	288	276	243
	区分3	340	353	381	397	396
	区分4	372	405	442	454	465
	区分5	259	277	309	335	342
	区分6	255	269	292	302	312
	計	1,566	1,626	1,740	1,783	1,773
精神障害者	区分1	58	10	9	5	2
	区分2	396	448	482	487	465
	区分3	249	315	353	451	458
	区分4	52	64	82	106	130
	区分5	8	5	7	8	11
	区分6	1	4	4	4	3
	計	764	846	937	1,061	1,069
難病等の患者	区分1	2	5	4	3	1
	区分2	3	5	5	3	2
	区分3	2	1	3	4	5
	区分4	3	4	4	3	2
	区分5	2	2	0	1	2
	区分6	4	3	0	0	1
	計	16	20	16	14	13
合計	3,270	3,375	3,583	3,892	3,892	

※難病等の患者については、障害者総合支援法の施行により、障害者の範囲に追加されたことから、平成25年度(2013年度)より区分の認定が行われています。

参考 障害支援区分

障害者総合支援法のサービスを利用するには、「障害支援区分」の認定を行う必要があります。障害支援区分は、支援の度合いを示し、区分1(低い)から区分6(高い)に分類されます。この結果によって、サービス利用の給付要件等が決まります。

3 障害のある方の実雇用率の推移

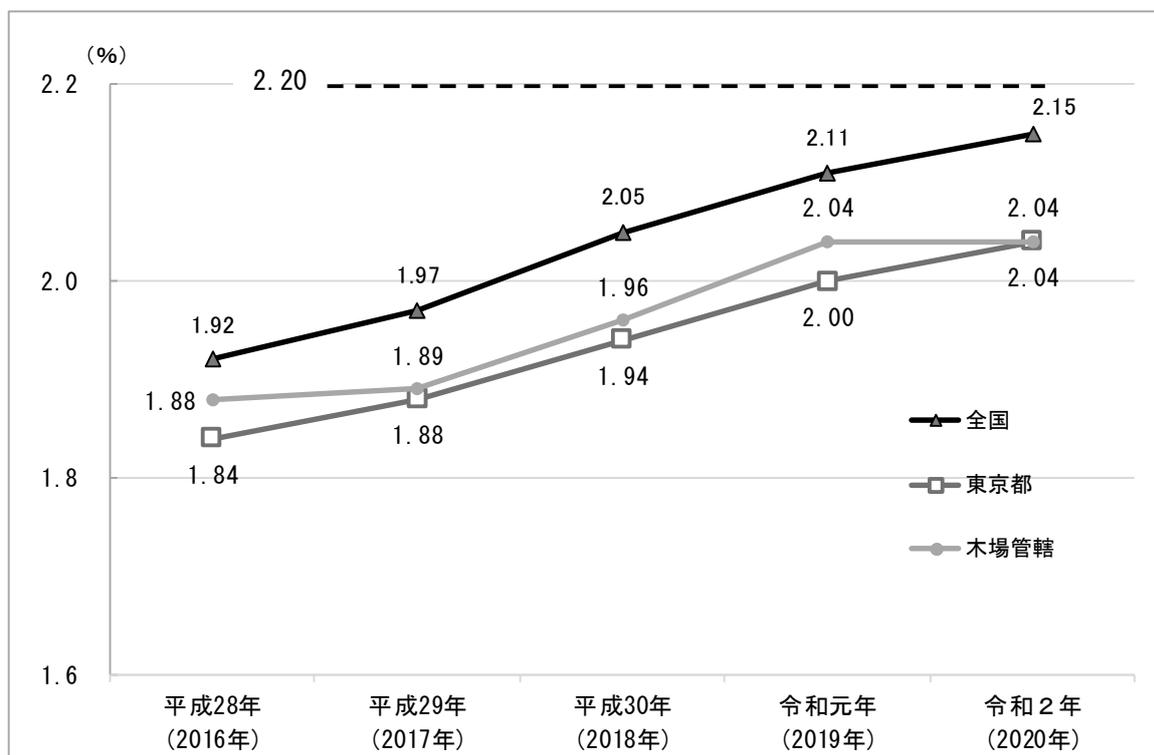
平成 28 年(2016 年)以降の民間企業における実雇用率は上昇傾向にあります。

区内の令和 2 年(2020 年)時点の実雇用率は 1.60%で、ハローワーク木場管轄は 2.04%となっており、東京都と同様に全国の 2.15%よりも低くなっています。

なお、全国、東京都、ハローワーク木場管轄、区のいずれにおいても、令和 2 年(2020 年)時点では、法定雇用率の 2.2%には達していません。

<民間企業における障害のある方の実雇用率の推移>

(各年 6 月 1 日現在)



	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)	令和元年 (2019 年)	令和 2 年 (2020 年)
全国	1.92	1.97	2.05	2.11	2.15
都	1.84	1.88	1.94	2.00	2.04
木場管轄	1.88	1.89	1.96	2.04	2.04

<法定雇用率>

対象となる法人等	法定雇用率	
	令和3年(2021年) 2月まで	令和3年(2021年) 3月より
民間企業（従業員数 45.5→43.5人以上規模）	2.2% →	2.3%
国、地方公共団体	2.5% →	2.6%
都道府県等の教育委員会	2.4% →	2.5%

※民間企業の範囲が、令和3年(2021年)3月1日から従業員数45.5人以上から43.5人以上に変わりました。

第3章 共生社会の実現に向けた取り組み

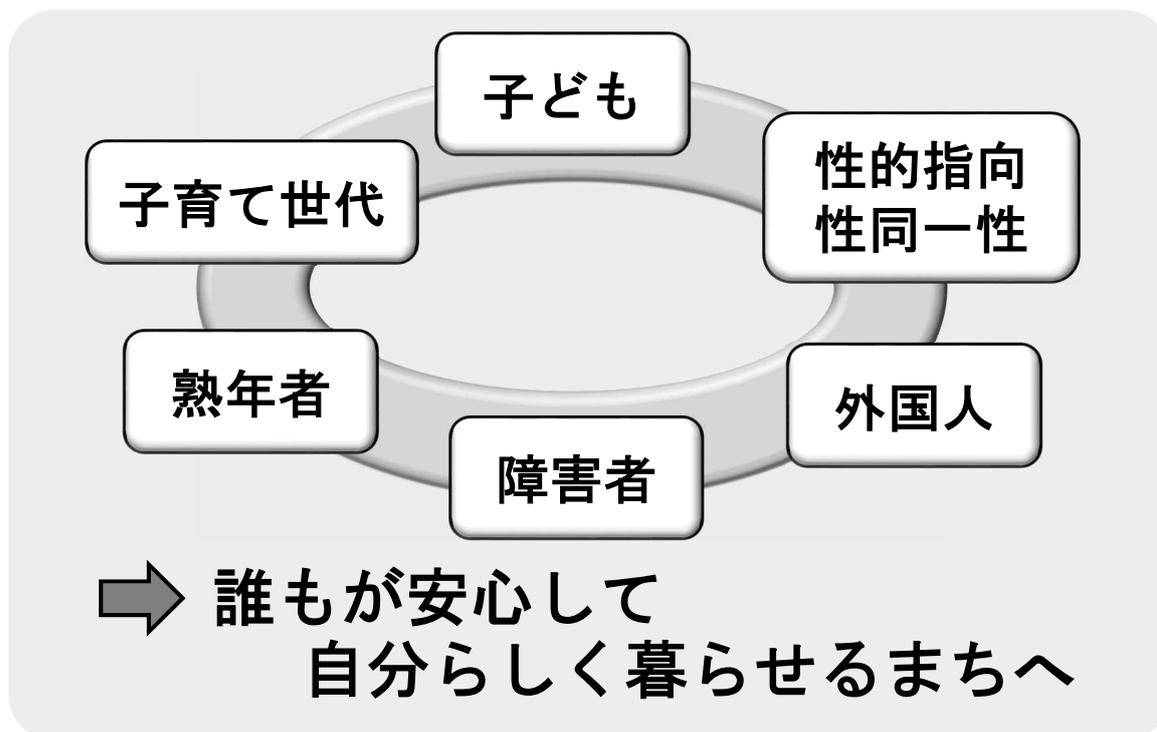
区では、以下の取り組みとビジョンにより、共生社会の実現に向けて、「誰もが安心して自分らしく暮らせるまち」を目指し、さまざまな施策を行っています。

1 共生社会の実現に向けた「区の取り組み」

(1) 障害者権利擁護の取り組み	① 障害者差別解消法の普及啓発・相談対応 ② 障害を理由とする虐待防止の取り組み
(2) 障害者理解に対する取り組み	① 手話に関する取り組み ② 視覚障害者に対する取り組み ③ さまざまな障害者理解のための取り組み
(3) 地域共生社会構築の拠点	なごみの家
(4) 福祉・健康のまちづくり	① やさしい道づくり ② 公園でのユニバーサルデザインの取り組み ③ 安全で使いやすい駅 ④ 公共施設等のバリアフリー化
(5) 障害者の就労支援	① 障害者就労支援センター ② 江戸川区就労支援ネットワーク ③ 障害者の雇用促進（区職員） ④ 就労に係る新法人の設立・運営
(6) スポーツや文化活動に対する取り組み	① 障害者スポーツの振興 ② 図書館での支援 ③ 心身障害者（児）作品展示会 ④ 障害者協議室の運営
(7) 災害時の要配慮者への支援	災害時の要配慮者への支援
(8) 新庁舎の建設	新庁舎の建設
(9) 新たな障害児支援施設	① 児童相談所の設置 ② 発達相談・支援センターの設置
(10) 先導的共生社会ホストタウン	① ユニバーサルデザインのまちづくり ② 心のバリアフリー

2 共生社会の実現に向けた区のビジョン

(1) 共生社会の実現に向けた今後の取り組み（ビジョン図）	共生社会の実現に向けた今後の取り組み（ビジョン図）
(2) 今後の取り組み	（仮称）江戸川区共生社会ビジョンの策定 （仮称）江戸川区共生社会＝SDGsビジョン
(3) 本計画との関係	本計画との関係



※以下の施策展開では、区の見取り図に関連するSDGsのアイコンを掲載しています。

1 共生社会の実現に向けた「区の見取り図」

(1) 障害者権利擁護の取り組み

① 障害者差別解消法の普及啓発・相談対応

障害を理由とする差別の解消を推進することにより、障害の有無にかかわらず、全ての区民が共に生きる社会を目指しています。



○普及啓発事業

区民向けに「障害者福祉のしおり」、「広報えどがわ」、区公式ホームページを活用し、普及啓発を図っています。また、障害者理解のための講座も開催しています。

○各種団体との意見交換会・当事者からの相談受付

毎年、各種団体と意見交換を実施しています。また、区立の障害者施設、熟年者相談室、なごみの家、障害者相談員その他、各相談窓口で相談を受け付けています。

○職員の対応力向上

障害のある方への差別解消に向けて、職員の対応について、平成 28 年度（2016 年度）に、「江戸川区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」及び「江戸川区立学校における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を制定しました。

区の各相談窓口が、障害のある方やそのご家族等からの相談に的確に対応し、相談者の支援につなげていきます。

○基礎調査から見えてきた課題

令和元年度（2019年度）に実施した計画策定のための基礎調査において、障害のある方の障害者差別解消法の認知度は25.1%でした。今後、障害者差別解消法の周知など、障害者理解の促進が課題となっています。

障害者差別解消法の理解	①「知っている」	7.8%
	②「聞いたことはある」	17.3%
	①+②認知度	25.1%
	「知らない」	67.8%

【今後の取り組み】

○区民向け周知・啓発

「広報えどがわ」や区公式ホームページを活用して、対応事例集を掲載するなど、障害者差別解消法の普及啓発を図ります。

普及啓発リーフレットを作成し、当事者、サービス提供事業所へ広く周知します。

○区職員の対応力向上

職員一人一人が対応要領の内容と意義について十分に理解を深めることで、相談対応や支援の質を高め、障害を理由とする差別解消を徹底していきます。また、各種研修の機会を捉え、スキルアップを図ります。

○各種団体からの意見交換

各種団体との意見交換会等の場で、お伺いしたご意見やご要望を、区の施策に活かしていきます。

② 障害を理由とする虐待防止の取り組み

平成24年(2012年)10月の障害者虐待防止法施行に伴い、虐待の未然防止や早期発見・対応を行っています。合わせて、本人とその家族等の養護者の支援を目的として、周知・啓発活動や相談対応を実施しています。本人からの申出のほか、家族、施設職員、近隣住民からの通報等により、障害のある方への虐待の疑いがある場合には、児童相談所や警察等の関係機関と連携し、区が事実確認、安否確認、立ち入り調査、虐待と認められた場合の一時保護等、迅速かつ適切な対応に取り組んでいます。

【今後の取り組み】

○障害者虐待SOS電話の設置

専用の虐待通報電話を設置し、通報先の一元化、見える化を図ります。

○障害者権利擁護の普及啓発

当事者や事業者等に向けての障害者権利擁護(虐待防止・差別解消)の普及啓発リーフレットを作成し、広く周知するとともに、事業者を対象とした研修会を実施します。

参考 法律・条例

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)

障害者基本法の基本的理念にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につながることを目的として制定されました。

○東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例

障害を理由とする差別の解消の推進に関し、基本理念を定め、東京に誇らし、東京を訪れる全ての人が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的として制定されました。

○障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律 (障害者虐待防止法)

障害者虐待の防止等の施策を推進するため、平成24年(2012年)10月に施行されました。この法律では、障害者に対する虐待の禁止や障害者虐待の定義が明確化され、発見者に対する通報義務や市町村の立ち入り調査権限などが定められました。

○公益通報者保護法

公益通報をしたことを理由とする解雇の無効、不利益な取り扱いの禁止が定められています。

(2) 障害者理解に対する取り組み

① 手話に関する取り組み

○手話言語条例の制定

手話への理解の促進及び手話の普及に関する基本理念を定め、全ての人が互いを尊重し合い共生する地域社会を実現するために、江戸川区手話言語条例を平成30年(2018年)4月1日に施行しました。手話の理解促進及び手話の普及、手話による意思疎通支援のための施策の推進に努めていきます。

○手話通訳者の派遣

日常生活や社会生活において、健聴者との意思の疎通を円滑にするために、聴覚障害の方、言語機能障害の方を対象に、手話通訳者を派遣しています。

○手話通訳者の区役所本庁舎の配置

区役所本庁舎での手続きや相談に際し、聴覚障害の方、言語機能障害の方が、手話通訳者の同行が必要となる場合のために、手話通訳者を配置しています。(区役所本庁舎1階総合案内、毎週火曜日と金曜日、13時～16時)

○リレー手話通訳者(ろう通訳者)の派遣

高齢のろう者の方など、健聴の手話通訳者が表す手話表現ではうまく意思疎通ができない方について、健聴の手話通訳者と依頼者(ろう者)の間でろうの手話通訳者が入り通訳を行うことで、より円滑な意思疎通ができるよう健聴の通訳者に加え、ろうの通訳者を派遣します。

【今後の取り組み】

○小・中学生への手話の出前講座の実施

障害者理解教育の一環として、手話の学習を導入する小・中学校へ講師を派遣し、児童・生徒への手話の普及啓発を図ります。

○小・中学生向けデータ版手話普及啓発リーフレットの作成

小・中学生向けに手話普及啓発リーフレットを作成し、区公式ホームページで閲覧できるようにします。タブレット端末を利用した授業等でも活用できます。

② 視覚障害者に対する取り組み

○声のたより

区からのお知らせや区内で活躍する人のインタビューなどを収録したCDまたはカセットテープを月1回発行しています。

○声の広報

「広報えどがわ」の全ての記事を音読したCD(デージー形式)を毎月発行

行しています。

○点字広報

「広報えどがわ」の中から、暮らしや健康に役立つ記事を中心に編集した点字冊子を月1回発行しています。

○声の便利帳

「くらしの便利帳」の内容を収録したCD（デイジー形式）を発行しています。

○区公式ホームページ

音声読み上げ、文字の拡大、背景色と文字色の変更などに対応しています。

【今後の取り組み】

情報収集における視覚障害の方と健常者との不平等を解消するためのさまざまな施策を、引き続き検討していきます。

③ さまざまな障害者理解のための取り組み

各部署において、障害のある方の理解に関する講演会等の開催等、さまざまな活動に取り組んでいます。

(3) 地域共生社会構築の拠点（なごみの家）

区では、町会・自治会や各種団体による活発なコミュニティ活動を土台とした「地域力」を生かし、「なごみの家」を拠点に熟年者、子どもや障害のある方を含めた全世代に対応する新しい地域福祉の仕組みづくりを目指しています。

「なごみの家」は、令和2年（2020年）10月1日現在、区内に9カ所設置しています。地域の身近な相談窓口であり、地域のネットワークをつなげる拠点として、区内全15カ所の設置を目指しています。



○主な機能と内容

主な機能	内容
なんでも相談	相談員や保健師または看護師等の専門職が、窓口や電話であらゆる相談に対応。 訪問相談も実施。専門的支援は、各サービス相談窓口を案内。
地域のネットワークづくり	町会・自治会、医療・介護関係者、民生・児童委員、警察・消防等が協力し、地域の支え合い・助け合いの支援を行う。
居場所・通いの場	子どもから熟年者まで障害の有無に関わらず、誰もが気軽に立ち寄って交流できる地域の交流の場。 食を通じた多世代交流として、「なごみの家食堂」を実施。

○基礎調査から見えてきた課題

計画策定のための基礎調査において、なごみの家の認知度は41.9%、利用状況は5%でした。なごみの家は障害者も利用できる施設であることの周知及び利用しやすい環境づくりが課題となっています。

なごみの家の利用状況	①「利用したことがある」	5.0%
	②「聞いたことはあるが利用したことはない」	36.9%
	①+②認知度	41.9%
	「なごみの家を知らない」	54.1%

【今後の取り組み】

分野横断型多世代の地域共生社会づくりの拠点として、地域への発信力を強化し、周知を図っていきます。現在は、精神障害の方の利用はある程度あるものの身体障害や知的障害の方々の利用は進んでいないため、あらゆる機会を通じてPRしていきます。

また、さまざまな課題を地域の方々自らで解決することを支援するために、日常的に障害当事者や支援機関と意見交換を行っていくとともに、障害への理解を進める取り組みを積み重ねていきます。

(4) 福祉・健康のまちづくり

区では、誰もが使いやすい「やさしい道づくり」に取り組み、公共施設等への音声誘導装置の設置や、歩道巻込み部の段差解消・誘導用シートの設置等、道路のバリアフリー化を推進しています。合わせて障害のある方等のスポーツ活動を促進するなどの観点から、施設設備のバリアフリー化に取り組んでいます。

① やさしい道づくり

平成3年度(1991年度)から年に1回、8月の「道路ふれあい月間」に合わせて、視覚障害者団体や身体障害者団体の方々と、道路の利用しやすさについて話し合う「やさしい道づくり意見交換会」を行っています。白杖や車イスなどを使用する方々からの意見を取り入れ、誰もが安心して利用できる道づくりを進めています。

区の取り組みとして、視覚障害の方が駅やバス停から公共施設へ移動する際のルートを音声で案内する音声誘導装置の設置、バス停を利用しやすくするためのベンチ・手すり・誘導用ブロックを合わせた整備、歩道巻き込み部の段差解消等を行っています。

歩道巻き込み部の段差解消については、これまで歩道端部と車道の境目に2センチ段差のあるブロックを設置していましたが、区では平成5年度(1993年度)より、この段差をゼロセンチにした「段差解消ブロック」の設置を進めています。車イスやベビーカーなどを利用する方が通行しやすい一方で、視覚障害の方の安全面も考慮し、誘導用シートを合わせて設置しています。



【音声誘導装置】

バス停から公共施設への移動を音声で案内します。



<設置数>
83 施設
160 基

【バス停留場整備】

ベンチ、手すり、誘導用ブロックを合わせて整備しています。

<設置数>
291 カ所
(区内 バス停 680 カ所)

【歩道巻き込み部段差解消】

段差解消ブロックを設置し、歩道巻き込み部の段差を解消しています。



<設置数>
6,851 カ所
(区内巻き込み部
7,921 カ所)

【誘導用シート（ブロック）】

視覚障害の方が施設等への移動経路を認識できるように、点状と線状の突起がある黄色のシート（ブロック）を組み合わせて配置しています。



【バリアフリースイレ】

車イス利用者・熟年者・乳幼児を連れた方など、誰もが利用しやすくしたトイレです。駅前などのトイレ改修に合わせて整備を進めています。



【接触図案内板】

駅前のバス乗り場・トイレ・交番等の位置を、触って確認する案内板です。ボタンを押すと音声で案内します。



<設置数>
3 カ所

その他にも、交通管理者である警察署と調整を図り、音響式信号機やエスコートゾーンの整備を進めています。

【音響式信号機】

歩行者の信号が青になると、鳥の鳴き声や音声で知らせます。

<設置数>
区内 38 カ所



【エスコートゾーン】

横断歩道の中央に突起状の列を敷設し、視覚障害者が安全に道路を横断できるようにしています。



<設置数>
区内 5 カ所

※設置数は令和2年(2020年)4月1日現在の数値

【今後の取り組み】

これからもさまざまな方の意見を取り入れて、誰もが使いやすい安心・安全な道づくりを進めていきます。

② 公園でのユニバーサルデザインの取り組み

公園の新設や改修にあたっては、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した整備を進めています。

公園の出入口部の段差解消や園内の動線の内1つ以上をスロープにするなど、段差のない園路整備を進めています。また、車イスの方でも利用しやすい水飲み場など、バリアフリーに対応した公園施設を整備しています。

出入口や主要な園路等には誘導ブロックや誘導シートを設置し、視覚障害の方も安全に利用できるようにしています。

公園内に設置する手洗所では、1部屋以上をバリアフリースイートイレとする整備を進めています。また、オストメイト対応トイレの導入も進めています。



【園内段差解消】

公園内に段差がある場合には、補修工事を行っています。

＜補修件数＞
27園 29カ所
(平成31年度(2019年度)
実績)

【車イス対応水飲場】

車イスの方が接近・方向転換できる水飲場を設置しています。



＜設置数＞
257園
261基

【誘導用シート(ブロック)】

出入口には点状と線状のシートを組み合わせて配置し、視覚障害者の方が公園と道路の境を認識できるようにしています。



【バリアフリースイートイレ】

公園の手洗所にはバリアフリースイートイレを設置しています。



＜設置数＞
109カ所

※設置数は令和2年(2020年)4月1日現在の数値

【今後の取り組み】

誰にでも楽しんでもらえるよう、車イスの方でも利用できる遊具や、背もたれ付きの遊具など「ユニバーサルデザイン遊具」を新たに導入していきます。

③ 安全で使いやすい駅

障害のある方、熟年者等の移動上及び施設利用上の安全性や利便性向上の促進を図り、公共の福祉の増進に取り組んでいます。



円滑な移動環境が整ったバリアフリールートについては、エレベーターによる段差解消などを行い、区内全駅に1ルートが確保されています。

また、ホームからの転落防止策として、内方線付き点状ブロックを区内全駅に整備しました。ホームドアについては、現在も整備に向け取り組んでいます。

【今後の取り組み】

ホームドアの未整備駅については、各事業者に早期整備を要請していきます。バリアフリールートについては、駅の特性に応じ、更なる充実に向けて複数ルートの整備を各事業者に要請していきます。

参考 区内駅におけるホームドアの整備状況

- ・ JR総武本線 小岩駅（令和2年度（2020年度））
- ・ 都営新宿線 全駅（平成30年度（2018年度））
- ・ 東京メトロ東西線 葛西駅、西葛西駅（令和2年度（2020年度）整備中）

④ 公共施設等のバリアフリー化

公共施設等には、障害のある方、熟年者、妊婦、子連れの方などさまざまな方が訪れるので、誰もが安心して利用できるよう、スロープ・手すりの設置、車イス対応エレベーター、点字・音声案内、バリアフリースイレ等の整備に取り組んでいます。



【今後の取り組み】

公共施設等における機能維持・改善を目的とし、バリアフリー整備を実施してきました。今後も大規模改修に合わせ、積極的にバリアフリー整備に取り組んでいきます。

参考 口腔保健センターの取り組み

障害のある方や要介護高齢者で、地域の歯科医院で治療を受けることが難しい方の歯科診療を行います。専任の歯科医師のほか、障害者(児)の歯科診療の特別な研修を受けた歯科医師が診療を行います。障害者(児)・要介護高齢者の歯科診療の他にも、歯や口の中の手入れとしての口腔ケア、地域のかかりつけ医との連携、高次医療機関への紹介なども行っています。

今後も口腔保健センターの事業運営を支援し、継続して障害のある方等の歯科診療をはじめ、口腔ケア及び口腔機能の向上を目指していきます。

(5) 障害者の就労支援

① 障害者就労支援センター

障害のある方の一般就労の機会拡大を図るとともに、障害のある方が安心して働き続けることができるよう、就労面と生活面の支援として、各部門において、次のような事業を行っています。



○相談部門

障害のある方の就労に関する相談や就労活動への支援を行います。

○訓練部門

一般就労に必要な作業技術の習得や社会的マナーの訓練を行い、より確実な就労促進と定着を目指します。

○授産部門

・就労移行支援事業所

地域に密着した生産活動を通して、一般就労への移行を支援します。

・就労定着支援事業所

一般就労へ移行された障害のある方について、雇用された事業所で就労継続を図るための支援をするもので、特に、一般就労へ移行された障害のある方を対象としています。

【今後の取り組み】

相談支援の充実と共に、利用者とその家族が安心して地域の中で暮らしていけるよう、地域移行支援や地域定着支援などの地域相談の実践に取り組みます。また、雇用施策と福祉施策の連携を図る重度障害者等就労支援特別事業については、そのニーズを把握したうえで、支援のあり方を検討します。

② 江戸川区就労支援ネットワーク「ミラクル（未来×くる）」

就労支援ネットワーク事業として、障害者就労支援センターでは、区内の就労系福祉サービス事業所における優先調達に関すること、共同販売に関すること、受注窓口に関することなどの調整機能を担っています。この事業では、区内事業所間での連携を強化し、障害のある方の就労の促進を図ることを目的に「ミラクル（未来×くる）」と称して、年間を通してさまざまな機会を設けて活動しています。

特に区内の就労支援事業所を中心とした生産活動により、特色ある自主製品の販売を通じて、地域住民とのつながりを持つことで、障害のある方の就労への理解を深め、更なる工賃の向上を目指して取り組んでいます。

【今後の取り組み】

販売分野について、より利便性を高めるために、今後はインターネットサイトの活用やカタログを用いた販路拡大への取り組みを構築し、区内就労支援事業所における受注の増加を目指します。



③ 障害者の雇用促進（区職員）

令和元年（2019年）6月に「障害者の雇用の促進等に関する法律」が改正されたことに伴い、区では「江戸川区障害者活躍推進計画（令和2年度（2020年度）～令和6年度（2024年度）までの5ヶ年計画）」を策定しました。

この計画は、障害者雇用を促進し、障害のある職員が適性に応じて最大限に能力を発揮し活躍することを推進するため策定したものです。

【今後の取り組み】

採用の条件として、特定の障害のみを採用の対象とする、自力で通勤できる者を対象とする等、不適切な条件を付すことは行いません。採用時の面談の際には、積極的に合理的配慮等の必要の有無等を確認し、必要な措置を講じます。



④ みんなの就労センターへの支援

就労意欲のある人が個々の能力に応じて、その能力を最大限に発揮できる就労の場を確保・提供するみんなの就労センターを支援することにより、就労の促進、生活感の充実、福祉の増進を図ります。



(6) スポーツや文化活動に対する取り組み

① 障害者スポーツの振興

区では、共生社会づくりの実現を目指し、また東京 2020 大会のレガシーとして、障害者スポーツの振興を進めています。運動やスポーツを楽しめる場づくりとその機会を支える人材の育成、そして障害者スポーツのPRを柱として事業を展開しています。



○スポーツを楽しめる場づくり

- ・東京パラリンピック 22 競技 “できる” 宣言

区内で各競技に取り組める環境を整え、パラスポーツ振興を推進します。

- ・えどがわスポーツコンシェルジュ

区立スポーツ施設では、運動・スポーツに関して常時相談できる窓口を開設し、さらに定期的に理学療法士などの専門家に相談できる機会も設けています。

- ・区及び区立スポーツ施設の指定管理者が行う教室

ボッチャ、バスケットボール、陸上、ダンスなど定期的に運動・スポーツができる機会を提供します。

- ・障害者スポーツ推進月間

区独自に毎年 11 月を推進月間と位置づけ多彩なイベントを開催します。

○支える人材の育成

- ・初級障害者スポーツ指導員(えどがわパラスポアンバサダー)の育成

区主催の養成講習会を毎年実施、各種教室事業での活動の場を紹介します。

○障害者スポーツのPR

福祉施設や学校、地域のイベントなどで出張パラスポーツ体験会を開催します。

その他、医療関係者との協働など、さまざまな地域の力を生かすことで障害のある方がより運動やスポーツに親しむことのできる環境づくりを進めています。

区の障害者スポーツ情報は江戸川区スポーツ情報サイト「えどスポ！」で



【今後の取り組み】

○区内障害者の週1回以上のスポーツ実施率の向上

基礎調査実施時※	令和5年度 (2023年度) 目標
31.4%	34.5%

※令和元年度（2019年度）江戸川区生活ニーズに関するアンケート調査結果より
スポーツができる場の拡大や指導員などスポーツを支える人材の育成
などを進め、スポーツ実施率の向上を図っていきます。

② 図書館での支援

区内の各図書館では、活字印刷の本をそのままでは読むことが困難な方や体が不自由なために図書館に行くことが困難な方等へさまざまなサービスを用意しています。



○貸出点数と貸出期間

頻繁に来館できないことを考慮して、一般の方の2倍になっています。

貸出点数	本・雑誌 (大活字・点字・録音図書)	20冊
	CD (録音図書以外の朗読、落語、音楽等)	6点
	DVD	4点
貸出期間	30日間	

○その他

活字印刷の本をそのままでは読むことが困難な方	<p>【館内でのサービス（図書館により異なります）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対面朗読室の提供 ・音声対応パソコン、拡大読書器の提供、デジタイザー再生機の利用 <p>【資料の提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点字本・録音図書等の貸出および郵送サービス ・音声と一緒に文字や画像がパソコンで表示されるデジタル図書（マルチメディアデジタイザー）の貸出
身体が不自由なために図書館に行くことが困難な方で、ご家族等にご協力をお願いできない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・宅配サービス

【今後の取り組み】

パソコン用音訳ソフトを導入し、録音図書の充実を図ります。
より気軽に図書館を利用していただけるよう、環境整備に努めます。

③ 心身障害者（児）作品展示会

この展示会では、区内の障害のある方々が制作した陶芸、絵画、写真、書道、手芸等の約 800 点の力作を一堂に集め、日頃の成果を発表しています。また、障害のある方への理解を促進する場にもなっています。

この取り組みをきっかけに、誰もが表現活動を楽しみ、各々の可能性に光が当たる共生社会が実現することを目指して開催しています。



【今後の取り組み】

障害のある方の作品展示のみに限らず、子どもや熟年者、幅広い活動分野の人たちなど、障害のある方と共に参加できるワークスペースなどの文化芸術活動のための交流の場を設けて、誰もが参加しやすい機会を創出することで、さらなる障害のある方の社会参加の推進と障害に関する理解の促進に努めていきます。

④ 障害者協議室の運営

区内の障害のある方で構成される区内の障害者団体、区内の障害者（児）の保護者グループ、障害者団体が活動を支援するボランティアグループを対象とし、情報交換、交流等の自主活動を積極的に図れるよう、タワーホール船堀の3階にある会議スペースを貸し出しています。



【今後の取り組み】

障害者団体等の活発な情報交換や交流活動を維持できるよう、会議スペースの貸し出しを今後も継続していきます。

(7) 災害時の要配慮者への支援

地域防災の基本理念として「自助」「共助」「公助」の3つの考え方があります。この3つの考え方を組み合わせ、かつそれぞれが連携協力して防災対策を行うことが、より多くの命を災害から守ることにつながります。災害発生時には、障害のある方の多くは正確な情報収集や自力での避難が困難なため、大きな被害を受ける可能性が高くなることが想定されます。日ごろの備えを十分に行うことは「自分の命は自分で守る」という「自助」の観点からとても大切になります。



自助	「自らの命は自らが守る」という自己責任原則の考え方 (区民、家庭、事業所が自らを災害から守ること)
共助	地域の助け合いにより「自分たちのまちは自分たちで守る」という考え方 (自主防災組織、町会・自治会等の地域社会が協力して地域を災害から守ること)
公助	それぞれの責務と役割を明らかにし、行政が連携を図っていく考え方 (区・都・防災関係機関が区民を災害から守ること)

※江戸川区地域防災計画（本冊）3ページ参照

障害のある方等、災害時において配慮が必要な方（要配慮者）への災害支援策について、「江戸川区地域防災計画」において避難行動、避難生活、福祉避難所への避難等それぞれの場面における支援計画を定めています。また、江戸川区要配慮者対応マニュアルを作成し、災害時の要配慮者への対応を定めています。

特に水害については、浸水想定区域内の要配慮者利用施設（介護事業所等）において、水防法で義務化された避難確保計画※を当該施設管理者が区の支援のもと作成しています。

※避難確保計画

平成29年に「水防法等の一部を改正する法律」の施行により、浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者等に作成が義務づけられました。施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、防災体制・避難誘導・施設の整備等を施設管理者等が主体的に作成するものです。

【今後の取り組み】

避難支援体制づくり（全体計画の策定）や、自ら避難することが困難な要配慮者（避難行動要支援者）に対する避難支援として、在宅の方を中心に直接福祉避難所等へ避難していただくよう避難先の指定や、個別計画の策定と合わせて福祉避難所受入体制の整備を進めます。

また、福祉避難所の拡大に取り組んでいきます。

(8) 新庁舎の建設

新庁舎建設に向けて「5つの基本理念」を軸として、さまざまな検討を行っています。



<新庁舎の5つの基本理念>

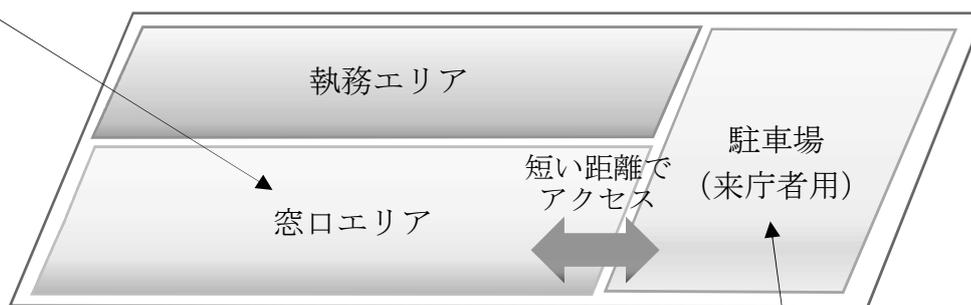
基本理念1	“災害対応の拠点”として70万区民を守る、たくましい庁舎
基本理念2	“協働・交流の拠点”として開かれ、シビックプライドを高めていくような庁舎
基本理念3	“区民サービスの拠点”として、誰にでも優しい庁舎
基本理念4	“日本一のエコタウン”実現に向け、環境の最先端を歩む庁舎
基本理念5	“健全財政”を貫きつつ、将来変化にも柔軟に対応できる庁舎

このうち、“基本理念3”では障害のある方や熟年者、外国人など訪れる全ての人が快適に利用できるように「“区民サービスの拠点”として、誰にでも優しい庁舎」を掲げています。なお、令和2年度（2020年度）末に策定した「新庁舎建設基本構想・基本計画」には、基本理念を実現するための機能例（下記）を示しています。

今後の具体的な設計にあたっては、福祉関連団体や利用者の声を聞きながら、誰にでも優しい庁舎の実現を目指します。

<『基本理念3』を実現するための機能例>

- ・移動しやすい幅の通路
- ・プライバシーを確保した窓口ブース
- ・視認性の高い案内表示
- ・音声誘導装置
- ・多機能トイレ 等



<区民窓口フロアのイメージ>

目的の窓口横移動でアクセスできるように同フロアに設けた駐車場

(9) 新たな障害児支援施設

① 児童相談所の設置



平成28年(2016年)5月、児童福祉法の一部を改正する法律が成立し、特別区における児童相談所の設置が可能となったことを背景に、令和2年(2020年)4月に、江戸川区児童相談所(※愛称:はあとポート)を開設しました。

江戸川区児童相談所(はあとポート)では、18歳未満の子どもに関するあらゆる相談に応じています。

- ・障害相談(障害児施設入所に関するを含む)
- ・愛の手帳取得の申請及び判定
- ・児童虐待相談(児童虐待対応ダイヤル「189」の通告窓口を含む)
- ・養育困難相談(保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、就労及び服役等)
- ・非行相談
- ・不登校相談、性格行動相談、しつけ相談など
- ・里親に関する相談、研修、登録

子どもの最善の利益を優先した相談援助活動を行い、全ての子どもたちの健やかな育ちを支援していきます。

※愛称「はあとポート」は、子どもと保護者が気軽に立ち寄れる「心の港に」という想いが込められています。(区民公募にて命名)

【今後の取り組み】

- ・子どもの発育年齢や課題に応じた、日常の子育ての困りごとを解消できる身近で細やかな相談窓口(ペアレントトレーニングや個別相談会の開催等)
- ・障害や育てにくさを持つ児童の家庭への虐待の未然防止
- ・児童相談所へ来所することが難しい方にも応じたLINEによる相談

② 発達相談・支援センターの設置



児童福祉法に基づく児童発達支援センターとして、令和2年(2020年)4月に開設しました。相談事業と療育事業を一

体的に行うとともに、乳幼児期から大人まで切れ目のない支援を目指して、発達障害相談事業と児童発達支援事業の機能を兼ね備えた支援事業を行います。

相談事業として、すべての年齢を対象に知的の遅れのない発達障害またはその疑いのある方とその家族及び支援者を対象として、発達障害に関する相談を受け付けています。

また、心身の発達に心配や遅れのある未就学児を対象に、個別療育や集団療育などの児童発達支援・障害児相談支援・保育所等訪問支援を実施しています。

【今後の取り組み】

発達相談・支援センターの役割でもある地域の中核施設として、発達障害に係る関係機関との連携を図り、支援力の向上のために児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所向けの研修会を開催していくとともに、早期療育モデル（ぺあすく）プロジェクトの普及に努めます。また、発達障害体験ワークショップなどの実施により、発達障害への理解の促進を図ります。

(10) 先導的共生社会ホストタウン

東京 2020 大会をきっかけに、共生社会実現のための「ユニバーサルデザインのまちづくり」と「心のバリアフリー」に関して、特徴的な取り組みを実施する自治体（ホストタウン）を国が登録する制度で、区では以下の取り組みが評価され、令和元年（2019年）10月に登録されました。



① ユニバーサルデザインのまちづくり

- ・障害者団体等と協働し、ユニバーサルデザインの考えを多く取り入れた見やすく使いやすいバリアフリーマップを作製。二次元コード（音声読み上げ用のコード）を採用し、随時改訂を行っています。
- ・区内の公共施設において、障害のある方、熟年者、外国人旅行者など、誰もが快適に利用できるよう、トイレの洋式化の整備を推進しています。
- ・ゼロ段差擦り付けブロックの設置

【今後の取り組み】

今後も、誰もが公共施設等を快適に利用できるよう、ソフト面とハード面でのバリアフリー整備に積極的に取り組んでまいります。

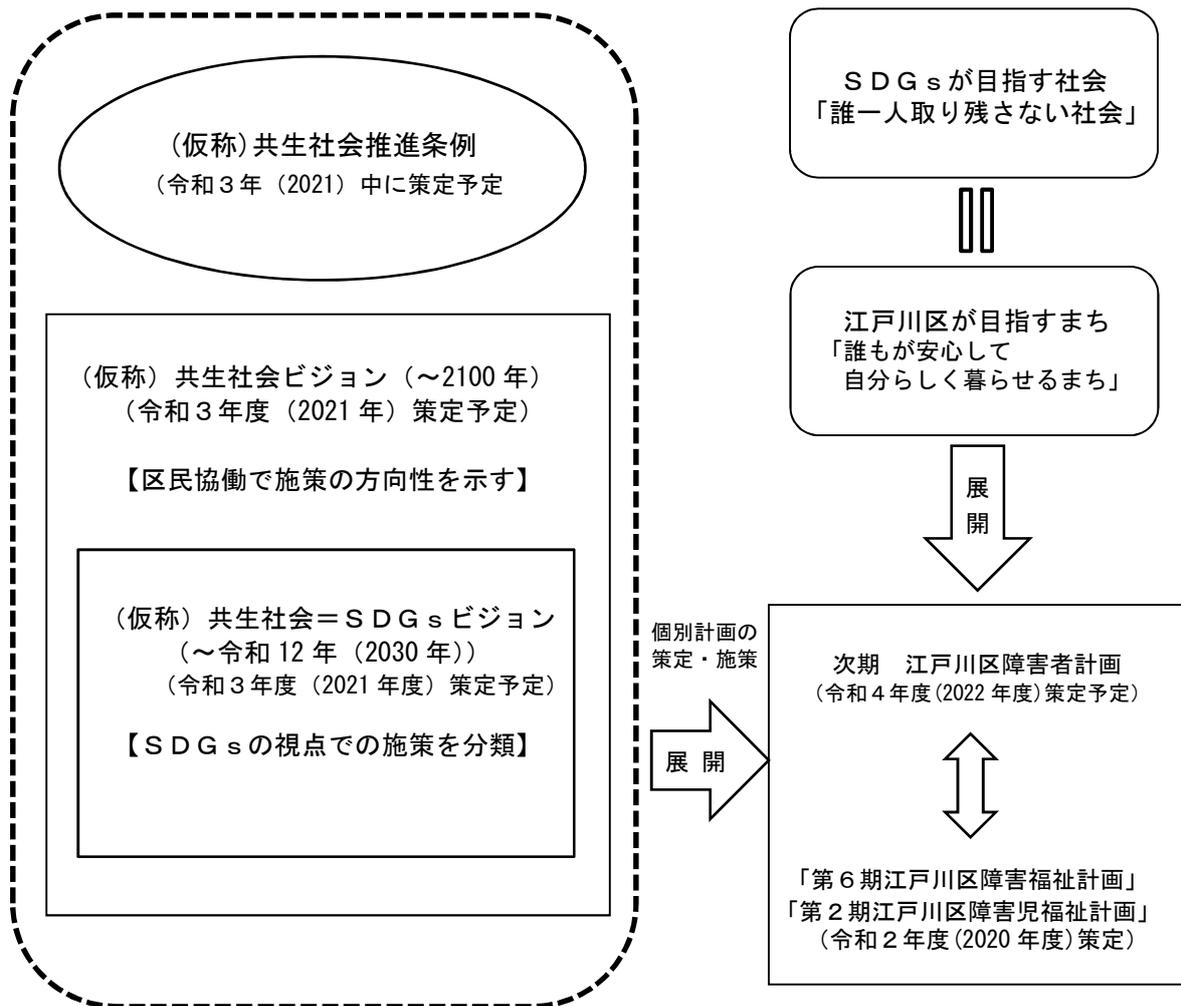
② 心のバリアフリー

- ・「手話言語条例」の制定（都内自治体で初めて）
- ・Game Changer プロジェクト（オランダとのパラスポーツを通じた連携事業）
- ・障害者スポーツ専管組織の設置（都内自治体で唯一）

2 共生社会の実現に向けた区のビジョン

区では、共生社会の実現に向けて、共生社会推進条例のもと、2100年までの区政の方向性を表す「(仮称) 共生社会ビジョン」、令和12年(2030年)までに取り組む施策をまとめた「(仮称) 共生社会=SDGs(エス・ディー・ジーズ) ビジョン」を策定し、さまざまな施策を展開していきます。

(1) 共生社会の実現に向けた今後の取り組み(ビジョン図)



【えどがわ未来カンファレンス】

区の共生社会の実現に資する政策、計画等について意見交換及び助言を行う場として「えどがわ未来カンファレンス」を設置しました(令和4年度(2022年度)末までの時限的な取り組み)。江戸川区長を座長とし、複数の委員の皆様と共生社会実現に向けた議論を行っていきます。

(2) 今後の取り組み

○(仮称)共生社会ビジョンの策定

- ・概要：従来の長期計画に代わるものとして、共生社会を具現化するための長期的なビジョンを策定する。
- ・策定期期：令和3年度（2021年度）末(予定)



○(仮称)共生社会＝SDGsビジョン

- ・概要：令和12年（2030年）までに取り組む施策を、SDGsの視点で分類した計画を策定する。
- ・策定期期：令和3年度（2021年度）末(予定)



その他、共生社会と理念を同じくするSDGsの達成に向けた取り組みの一つとして、内閣府が募集する「SDGs未来都市」へ応募し、選定を目指していきます。

また、SDGs達成に向けた区の取り組みの周知を図るとともに、区民や事業者のSDGsへの理解を一層高めるため、区が発行する印刷物等にSDGsのアイコンを掲載していきます。

さらに、地方創生SDGs官民連携プラットフォーム（SDGs達成に向けた取り組みを推進していくため、自治体、企業、NGO・NPO、大学・研究機関等の広範なステークホルダー（利害関係を有する企業・団体等）とのパートナーシップの深化を図るためのプラットフォーム）へ参加し、共通の課題に対する検討の実施、知見の共有及び取り組みの具体化に向けた調査・検討の実施を行っていきます。

(3) 本計画との関係

「第6期江戸川区障害福祉計画」及び「第2期江戸川区障害児福祉計画」は、(仮称)共生社会ビジョン等と調和し、経過を見据えながら随時、見直していきます。

次期江戸川区障害者計画は、(仮称)共生社会ビジョン及び(仮称)共生社会＝SDGsビジョンを基に策定していきます。

第4章 サービス量の見込みと成果目標の設定

1 障害福祉サービス等の見込量とその確保について

本計画では、令和3年度(2021年度)から5年度(2023年度)までの各年度における障害福祉サービス、相談支援、障害児相談支援及び障害児通所支援について、その種類ごとに必要な量を見込み、適切な実施を図ります。

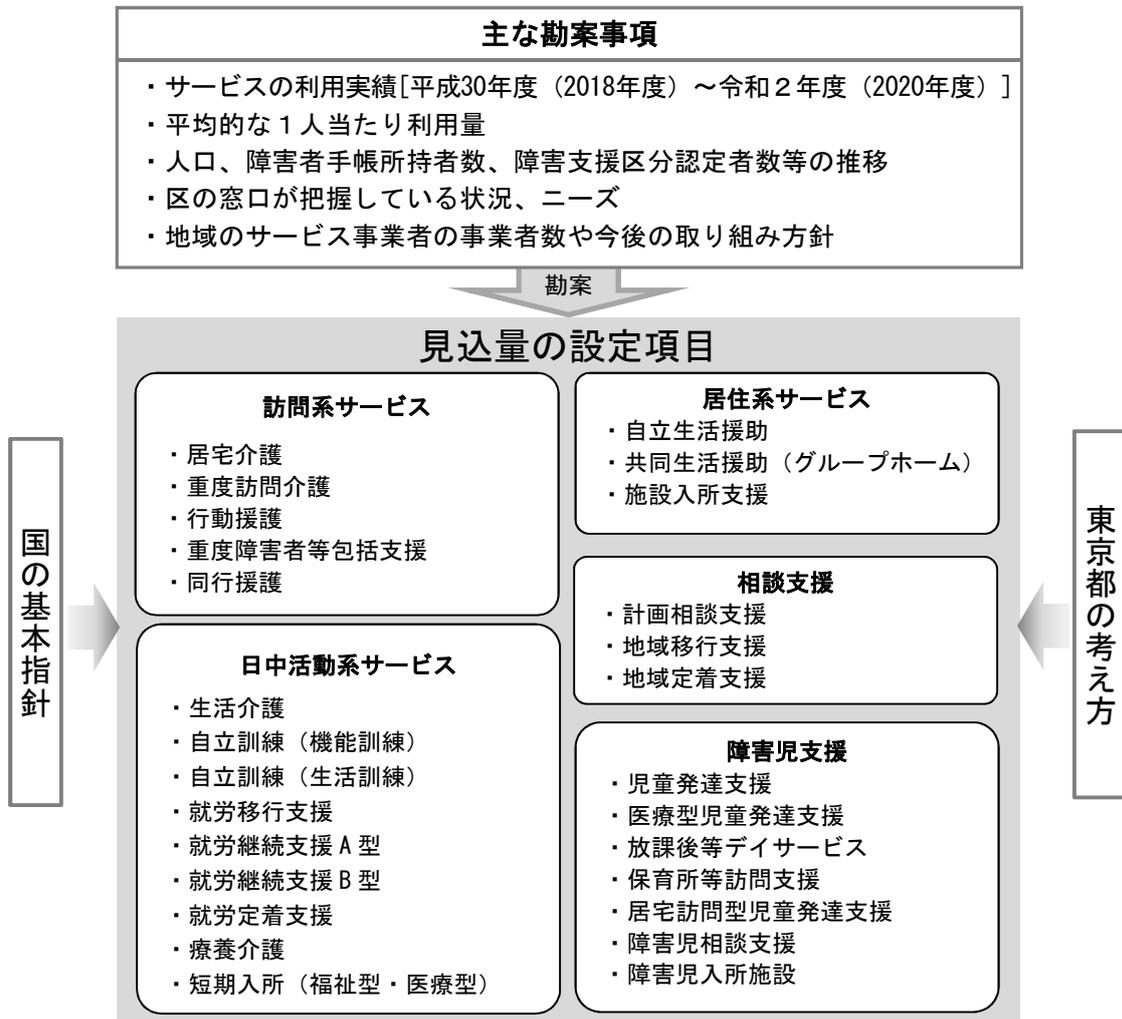
今後必要なサービス量については、国の基本指針や東京都の考え方を踏まえ、平成30年度(2018年度)から令和2年度(2020年度)のサービス利用実績に基づき、障害者手帳所持者数の推移、地域のサービス事業者の今後の取り組み方針等を勘案しながら、見込量を設定^(※)しています。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年度(2019年度)及び令和2年度(2020年度)の実績値が増加しているサービスや減少しているサービスがあります。

※見込量及び実績値は、各年度3月分(令和2年度(2020年度)の実績値は見込み)の数値です。

なお、相談支援については、実績値・見込量ともに、1月当たりの平均値です。

<見込量の設定について イメージ>



2 成果目標について

国の基本指針や東京都の考え方に即し、区では、以下の項目について、成果目標を設定します。

<p>成果目標 1 福祉施設から一般就労への移行等</p>	<p>①就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数 ②就労定着支援事業の利用者数 ③就労定着支援事業の就労定着率</p> <p style="text-align: right;">新規 新規</p>
<p>成果目標 2 福祉施設の入所者の地域生活への移行</p>	<p>①福祉施設の入所者数 ②地域生活への移行者数</p>
<p>成果目標 3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</p>	<p>①精神病床退院後の平均生活日数 ②在院期間 1 年以上の長期在院者数 ③精神病床における早期退院率</p>
<p>成果目標 4 相談支援体制の充実・強化等</p>	<p>相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組みの実施体制の確保</p> <p style="text-align: right;">新規</p>
<p>成果目標 5 地域生活支援拠点等が有する機能の充実</p>	<p>1 つ以上の確保、機能の充実のための運用状況検証及び検討の実施回数</p>
<p>成果目標 6 障害児支援の提供体制の整備等</p>	<p>①児童発達支援センターの設置 ②保育所等訪問支援の充実 ③重症心身障害児を支援する事業所の確保 ④医療的ケア児支援のための協議の場の設置と医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置</p> <p style="text-align: right;">達成 達成 達成 達成 新規</p>
<p>成果目標 7 障害福祉サービス等の質の向上</p>	<p>障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みを実施する体制の構築</p> <p style="text-align: right;">新規</p>

新規 第 6 期に新たに追加された項目

達成 区で現在設置や実施済みの項目

※その他の項目は、第 5 期から引き続きの項目

各成果目標は、関連する障害福祉サービスの見込量の後に掲載しています。

<障害福祉サービスの種類と成果目標>

<p>(1) 訪問系サービス</p>	<p>①居宅介護 ②重度訪問介護 ③行動援護</p> <p>④重度障害者等包括支援 ⑤同行援護</p>
<p>(2) 日中活動系サービス</p>	<p>①生活介護 ②自立訓練（機能訓練） ③自立訓練（生活訓練） ④就労移行支援 ⑤就労継続支援A型</p> <p>⑥就労継続支援B型 ⑦就労定着支援 ⑧療養介護 ⑨短期入所（福祉型・医療型）</p> <hr/> <p>成果目標 1 福祉施設から一般就労への移行等</p> <p>①就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数 ②就労定着支援事業の利用者数 ③就労定着支援事業の就労定着率</p>
<p>(3) 居住系サービス</p>	<p>①自立生活援助 ②共同生活援助（グループホーム） ③施設入所支援</p> <hr/> <p>成果目標 2 福祉施設の入所者の地域生活への移行</p> <p>①福祉施設の入所者数 ②地域生活への移行者数</p> <p>成果目標 3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</p> <p>①精神病床退院後の平均生活日数 ②在院期間1年以上の長期在院者数 ③精神病床における早期退院率</p>
<p>(4) 相談支援</p>	<p>①計画相談支援 ②地域移行支援 ③地域定着支援</p> <hr/> <p>成果目標 4 相談支援体制の充実・強化等</p> <p>成果目標 5 地域生活支援拠点等が有する機能の充実</p>
<p>(5) 障害児支援</p>	<p>①児童発達支援 ②医療型児童発達支援 ③放課後等デイサービス ④保育所等訪問支援</p> <p>⑤居宅訪問型児童発達支援 ⑥障害児相談支援 ⑦障害児入所支援</p> <hr/> <p>成果目標 6 障害児支援の提供体制の整備等</p> <p>①児童発達支援センターの設置 ②保育所等訪問支援の充実 ③重症心身障害児を支援する事業所の確保 ④医療的ケア児支援のための協議の場の設置と 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置</p>

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスの種類	
① 居宅介護	④ 重度障害者等包括支援
② 重度訪問介護	⑤ 同行援護
③ 行動援護	

見込量確保のための方策等

「居宅介護」は、精神障害で入院している方やグループホームを退居した方等の地域移行が進むことを考慮し、増加すると見込みました。

「行動援護」は、実績はわずかに増加していることから、引き続き、特別支援学校等を卒業し、サービスを新たに利用する方が微増すると見込みました。

「同行援護」は、視覚障害にかかる手帳所持者数の減少に伴い、利用者数は微減になると見込みました。

「重度訪問介護」は障害の多様化、重度化により、重度訪問介護の需要は増えていくと考えられます。実績と同様に引き続き微増していくと見込みました。

施設や病院から地域生活への移行を推進していく上で、今後、訪問系サービスの果たす役割は、ますます大きくなることが予想されます。

障害のある方が、住み慣れた地域で日常生活を安心して送れるよう、民間事業者等と連携してサービス提供基盤の整備を推進し、訪問系サービス体制の充実を図ることにより、必要なサービス量の確保に努めます。また、事業者が適正なサービスを提供できるよう、情報提供等の支援を引き続き行っていきます。

① 居宅介護

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う「身体介護」と掃除、洗濯、買い物等の援助を行う「家事援助」等があります。

1月当たりの数値（各年度の3月分 令和2年度(2020年度)は実績見込値）

	実績			見込量		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
サービス量 (単位：時間分)	13,237	13,151	13,661	13,922	14,130	14,406
利用者数 (単位：人)	1,102	1,099	1,111	1,134	1,157	1,181

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由または重度の知的障害もしくは精神障害により、日常生活全般に介護を必要とする方に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。

1月当たりの数値（各年度の3月分 令和2年度(2020年度)は実績見込値）

	実績			見込量		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
サービス量 (単位：時間分)	12,332	12,897	14,043	14,473	14,909	15,351
利用者数 (単位：人)	43	43	47	48	49	50

③ 行動援護

自己判断能力が制限されている方が行動するとき、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。

1月当たりの数値（各年度の3月分 令和2年度(2020年度)は実績見込値）

	実績			見込量		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
サービス量 (単位：時間分)	400	490	459	459	510	510
利用者数 (単位：人)	8	8	9	9	10	10

④ 重度障害者等包括支援

介護の必要性がとても高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。現在、「重度訪問介護」等の他のサービスで支援を行っており、区内には事業所は無く、都内には1カ所です。

⑤ 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する方に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護等の支援を行います。

1月当たりの数値（各年度の3月分 令和2年度(2020年度)は実績見込値）

	実績			見込量		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
サービス量 (単位：時間分)	4,368	3,726	3,344	3,322	3,300	3,300
利用者数 (単位：人)	171	161	152	151	150	150

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスの種類		
① 生活介護	④ 就労移行支援	⑦ 就労定着支援
② 自立訓練（機能訓練）	⑤ 就労継続支援A型	⑧ 療養介護
③ 自立訓練（生活訓練）	⑥ 就労継続支援B型	⑨ 短期入所（福祉型・医療型）

見込量確保のための方策等

障害のある方の特性や利用希望により、さまざまな日中活動系のサービスがあります。実績は全般的に増加傾向で推移しています。特別支援学校を卒業した方等の利用も考慮し、今後も増加すると見込みました。

「就労移行支援」は、民間企業の障害者雇用が進んでいることもあり、利用者は増加しています。精神障害の方の中でも、特に発達障害の方のニーズが増えていることから、増加すると見込みました。

「短期入所（福祉型）」は、令和元年度と令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で利用者は減少していますが、保護者の高齢化やレスパイト等での利用の増加が見込まれるため、特別養護老人ホームや老人保健施設などの介護施設の空床利用をすすめ、サービス量の確保に努めます。

引き続き、サービス提供事業者との連携・調整により、必要なサービス量の確保に努めるとともに、障害のある方が必要とする日中活動系サービスの充実を図ります。

また、中・重度の知的障害者や医療的ケアが必要な方が今後も増加傾向にあることを踏まえ、基盤整備に取り組んでいきます。

① 生活介護

日常生活全般に介護を必要とする方に、昼間に入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

1月当たりの数値（各年度の3月分 令和2年度(2020年度)は実績見込値）

	実績			見込量		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
サービス量 (単位：人日分)	20,315	21,280	20,215	21,337	21,599	21,878
利用者数 (単位：人)	1,118	1,131	1,157	1,173	1,187	1,202

② 自立訓練（機能訓練）

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。

1月当たりの数値（各年度の3月分 令和2年度(2020年度)は実績見込値）

	実績			見込量		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
サービス量 (単位：人日分)	90	94	107	107	107	107
利用者数 (単位：人)	8	6	7	7	7	7

③ 自立訓練（生活訓練）

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

1月当たりの数値（各年度の3月分 令和2年度(2020年度)は実績見込値）

	実績			見込量		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
サービス量 (単位：人日分)	430	493	631	631	650	701
利用者数 (単位：人)	32	30	37	37	38	41

④ 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

1月当たりの数値（各年度の3月分 令和2年度(2020年度)は実績見込値)

	実績			見込量		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
サービス量 (単位：人日分)	3,237	3,996	4,919	5,339	5,759	6,179
利用者数 (単位：人)	214	249	269	292	315	338

⑤ 就労継続支援A型

利用者と事業所が雇用契約を結び、就労の機会の提供を受け、生産活動やその他の活動を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

1月当たりの数値（各年度の3月分 令和2年度(2020年度)は実績見込値)

	実績			見込量		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
サービス量 (単位：人日分)	2,249	2,207	2,484	2,520	2,538	2,574
利用者数 (単位：人)	126	129	134	136	137	139

⑥ 就労継続支援B型

継続した就労の機会の提供を受け、職場内訓練、雇用への移行支援等のサービスを行います。年齢が高く雇用が困難な障害者も対象となります。

1月当たりの数値（各年度の3月分 令和2年度(2020年度)は実績見込値)

	実績			見込量		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
サービス量 (単位：人日分)	14,381	15,249	16,406	16,978	17,460	17,942
利用者数 (単位：人)	907	957	1,002	1,036	1,068	1,100

⑦ 就労定着支援

一般就労へ移行した障害のある方について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るため、企業や自宅等へ訪問等を行い、連絡調整や指導・助言等を行います。

1月当たりの数値（各年度の3月分 令和2年度(2020年度)は実績見込値）

	実績			見込量		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数 (単位：人)	64	88	107	119	131	143

⑧ 療養介護

医療的ケアと常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

1月当たりの数値（各年度の3月分 令和2年度(2020年度)は実績見込値）

	実績			見込量		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数 (単位：人)	52	54	58	60	62	64

⑨ 短期入所（福祉型・医療型）

自宅で介護する方が、病気の場合等に、施設で短期間、夜間も含め入浴、排せつ、食事の介護を行います。短期入所は、福祉型（障害者支援施設等において実施）と医療型（病院、診療所等において実施）の2つがあります。

※国の基本指針により、見込量は、福祉型と医療型に分けて設定することとされています。

【福祉型】

1月当たりの数値（各年度の3月分 令和2年度(2020年度)は実績見込値）

	実績			見込量		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
サービス量 (単位：人日分)	1,895	2,029	1,872	1,967	2,028	2,110
利用者数 (単位：人)	158	149	155	165	170	176

【医療型】

1月当たりの数値（各年度の3月分 令和2年度(2020年度)は実績見込値）

	実績			見込量		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
サービス量 (単位：人日分)	162	158	144	158	172	186
利用者数 (単位：人)	25	23	22	24	26	28

成果目標 1 福祉施設から一般就労への移行等

① 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数

【国の基本指針】

令和5年度（2023年度）中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上とすることを基本とする。

併せて、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業のそれぞれに係る移行者数の目標値を定めることとし、それぞれ令和元年度（2019年度）実績の1.30倍以上、概ね1.26倍以上及び概ね1.23倍以上を目指すこととする。

【区の目標】

第5期計画では、就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を106人（平成28年度（2016年度）実績71人の1.5倍）にすることを目標としました。

平成30年（2018年）4月より法定雇用率が2.0%から2.2%に引き上げられ、民間企業の障害者雇用が進んでいることもあり、令和元年度（2019年度）は、第5期目標値の106人を上回る115の方が一般就労へ移行しました。よって、国の基本指針と同様に目標値を設定します。

今後も引き続き、障害者就労支援センターなどの取り組みを継続し、障害のある方の就労移行支援を推進します。

		第5期			第6期	
		平成30年度 (2018年度) (実績値)	令和元年度 (2019年度) (実績値)		令和5年度 (2023年度)末 (目標値)	
就労移行者数		122人	115人	1.27倍	148人	
内訳	就労移行支援事業		100人	1.30倍	内訳	130人
	就労継続支援A型		5人	1.26倍		6人
	就労継続支援B型		10人	1.23倍		12人

② 就労定着支援事業の利用者数

新規

【国の基本指針】

令和5年度（2023年度）における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。

【区の目標】

本計画より新たに設定された項目です。

国の基本指針と同様に令和5年度（2023年度）における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した方のうち7割以上が就労定着支援事業を利用することを目標とします。

第6期
令和5年度 (2023年度) (目標値)
7割以上

③ 就労定着支援事業の就労定着率

新規

【国の基本指針】

就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

【区の目標】

本計画より新たに設定された項目です。

国の基本指針と同様に就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを目標とします。

第6期
令和5年度 (2023年度)末 (目標値)
7割以上

(3) 居住系サービス

居住系サービスの種類
① 自立生活援助
② 共同生活援助（グループホーム）
③ 施設入所支援

見込量確保のための方策等

「共同生活援助（グループホーム）」は、利用者数の実績が増加したことを踏まえ、今後は緩やかではあるものの、増加傾向になると見込みました。

地域生活への移行や障害のある方やその家族の高齢化に伴う「親亡き後」の課題に対応するためには、地域における居住の場を拡大し、適切に確保する必要があります。

区内のグループホームは、平成30年度（2018年度）から令和元年度（2019年度）の間に、定員としては96名分、20事業所増えて、軽度を対象とした施設は充足しています。今後は重度化に対応したグループホーム設置を促進し、居住の場の確保に努めます。また、主に事業者の運営支援や連絡調整を担うグループホームコーディネーターを設置しており、サービスの質の向上のための取り組みを行っています。

「施設入所支援」は、グループホーム等での対応が困難等、施設入所が真に必要とされる方が、必要なサービスを受けることができるよう、サービス量の確保に努めます。

① 自立生活援助

障害のある方の一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問等必要な支援を行います。

1月当たりの数値（各年度の3月分 令和2年度（2020年度）は実績見込値）

	実績			見込量		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数 (単位：人)	38	73	79	84	90	95

② 共同生活援助（グループホーム）

共同生活を行う住居で、夜間や休日に、相談や入浴、排せつ、食事の介護等の日常生活上の援助を行います。

1月当たりの数値（各年度の3月分 令和2年度（2020年度）は実績見込値）

	実績			見込量		
	平成30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	令和2年度 （2020年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）
利用者数 （単位：人）	443	492	525	545	565	585

③ 施設入所支援

施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

1月当たりの数値（各年度の3月分 令和2年度（2020年度）は実績見込値）

	実績			見込量		
	平成30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	令和2年度 （2020年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）
利用者数 （単位：人）	412	422	429	433	436	439

成果目標2 福祉施設の入所者の地域生活への移行

① 福祉施設の入所者数

【国の基本指針】

令和5年度（2023年度）末時点の施設入所者数を令和元年度（2019年度）末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

（区に当てはめると、令和元年度（2019年度）末の施設入所者数422人から7人以上削減、目標値は令和5年度（2023年度）末の施設入所者数415人以下となる。）

【区の目標】

第5期計画では、平成28年度（2016年度）末の福祉施設入所者は401人で待機者数を勘案し、令和2年度（2020年度）末の福祉施設入所者を409人にすることを目標としました。

令和元年度（2019年度）末の福祉施設入所者は422人でした。待機者数は増加しており、それに伴い福祉施設入所者も増えています。入所施設の待機者は、令和2年（2020年）9月1日現在、身体障害の方は20人、知的障害の方は96人です。

令和5年度（2023年度）末の福祉施設入所者数を439人と見込みます。今後も引き続き、本人や保護者の意向を考慮し、グループホーム等での対応が困難等、施設入所が真に必要なとされる方を支援します。

	第5期			第6期
平成28年度 (2016年度)末	平成30年度 (2018年度)末 (実績値)	令和元年度 (2019年度)末 (実績値)	令和2年度 (2020年度)末 (目標値)	令和5年度 (2023年度)末 (目標値)
401人	412人	422人	409人	439人

② 地域生活への移行者数

【国の基本指針】

令和元年度（2019年度）末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

（区に当てはめると、令和元年度（2019年度）末の施設入所者数422人から26人以上が地域生活へ移行することとなる。）

【区の目標】

第5期計画では、平成28年度（2016年度）末時点の福祉施設入所者401人から、平成30年度（2018年度）から令和2年度（2020年度）の3年間で11人を地域生活へ移行することを目標としました。平成30年度（2018年度）から令和元年度（2019年度）の2年間で9人がグループホーム等の地域生活へ移行しました。

令和元年度（2019年度）末の福祉施設入所者422人のうち、ご本人の状態により、グループホーム等への移行が可能と思われる方が10人います。その10人の方を令和5年度（2023年度）末までに地域生活へ移行することを目標とします。本人や保護者の意向を考慮し、入所施設等の事業者と協力してグループホーム等への移行支援を行います。

	第5期		第6期
平成30年度 (2018年度)以前 (実績値)	令和元年度 (2019年度) (実績値)	平成30年度～ 令和2年度 (2018～2020年度) (目標値)	令和5年度 (2023年度) 末までに (目標値)
6人	3人 (累計9人)	累計11人	10人

成果目標 3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムとは、精神障害の方が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステムのことです。

【国の基本指針】

以下の目標は東京都で設定します。

- ①精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。
- ②令和5年度（2023年度）末の精神病床における1年以上の長期入院患者数の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する。
- ③精神病床における早期退院率に関して、入院後3ヶ月時点の退院率については69%以上、入院後6ヶ月時点の退院率については86%以上及び入院後1年時点の退院率については92%以上とすることを基本とする。

【区の現状】

国の基本指針で示されている目標値については、都道府県にて定めることとされており、区では国や都と連携を取り、目標を定めて各種サービスの充実等により、引き続き、入院中の精神障害のある方の地域移行の促進に努めていきます。

令和元年度（2019年度）に保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者を委員としている江戸川区精神保健福祉協議会を設置し、年2回開催しています。

内容として、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築や措置入院患者の退院後支援など精神保健事業全般について幅広く協議しています。

精神障害者の各サービスの目標値

（各年度の3月分）

	参考		
	平成30年度 (2018年度) (実績値)	令和元年度 (2019年度) (実績値)	令和2年度 (2020年度) (目標値)
地域移行支援	17人	16人	16人
地域定着支援	86人	79人	70人
共同生活援助	117人	143人	165人
自立生活援助	31人	66人	70人

第6期
令和5年度 (2023年度) (目標値)
16人
70人
195人
83人

(4) 相談支援

相談支援の種類
① 計画相談支援
② 地域移行支援
③ 地域定着支援

見込量確保のための方策等

相談支援サービスは、障害福祉サービスの適切な利用援助の推進を図ること、特別支援学校等を卒業した方が新たに日中活動系サービスを利用すること及び精神障害のある方が地域生活へ移行する人数が増加することを考慮して、増加傾向で見込みました。

障害のある方の地域での生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用を促進するには、ケアマネジメントによる継続した支援を行う体制を整えることが必要です。

「計画相談支援」は、サービス等利用計画の作成を必要とする方が、適切に相談支援事業所を利用できるよう、人材育成・体制の充実を図りつつ、今後の利用者数や事業所数の推移を見守っていきます。また、民間の相談支援事業所のほかに区立施設の障害者支援ハウス、希望の家、みんなの家、障害者就労支援センターでも実施し、サービス量確保に努めます。

「地域移行支援」、「地域定着支援」は、施設や病院から地域生活へ移行し、安心して生活を継続するために体制の充実を図り、グループホーム等の居住の場の確保に関する取り組みとともに、地域生活への移行及び定着を推進します。

① 計画相談支援

障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、利用者の依頼を受けた指定特定相談支援事業者が、サービス提供事業者等と連絡・調整を行い、サービス等利用計画を作成します。さらに、一定期間ごとにモニタリングを実施し、必要に応じて、サービス等利用計画の見直し、変更等を行います。

1月当たりの数値(各年度の1月当たりの平均値 令和2年度(2020年度)は実績見込値)

	実績			見込量		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数 (単位：人)	814	1,037	1,155	1,183	1,215	1,245

② 地域移行支援

障害者支援施設等福祉施設の入所者または精神科病院に入院している方が、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談を行います。

1月当たりの数値(各年度の1月当たりの平均値 令和2年度(2020年度)は実績見込値)

	実績			見込量		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数 (単位：人)	19	17	17	17	17	17

③ 地域定着支援

施設からの退所、病院からの退院、家族との同居からひとり暮らしに移行した方等地域生活が不安定な方に対し、連絡体制を常時確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問、緊急対応等の便宜を供与します。

1月当たりの数値(各年度の1月当たりの平均値 令和2年度(2020年度)は実績見込値)

	実績			見込量		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数 (単位：人)	89	82	75	76	77	78

成果目標4 相談支援体制の充実・強化等

新規

【国の基本指針】

令和5年度(2023年度)末までに各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

【区の目標】

本計画より新たに設定された項目です。

令和2年度(2020年度)に障害者福祉課を中心として、健康サポートセンターや児童相談所などの各機関と連携を図る基幹相談支援センターとしての体制を整えました。今後は相談支援体制の充実・強化等に向けて、相談支援事業所との連携強化をさらに推進していきます。

成果目標5 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点等とは、障害のある方の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことです。

機能を1拠点に集約した拠点整備型と複数の機関が機能を分担する面的整備型があります。

【国の基本指針】

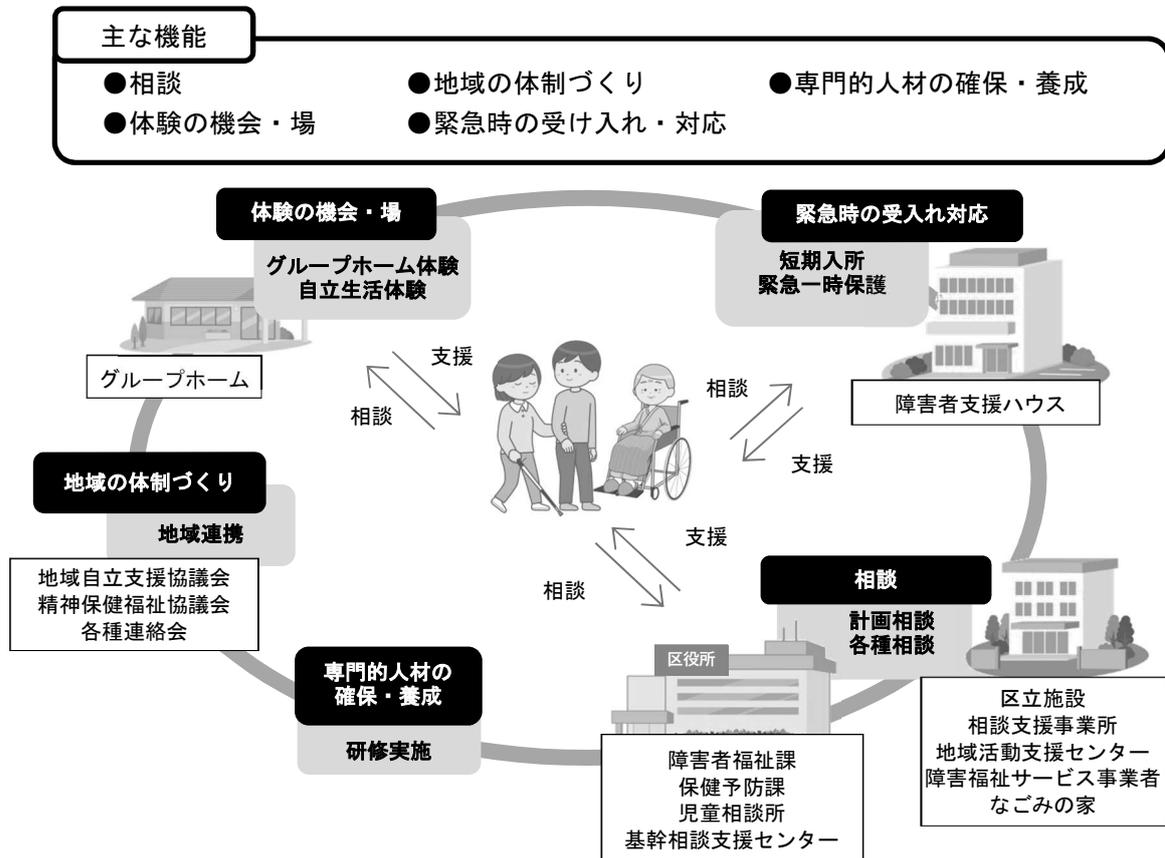
地域生活支援拠点等について、令和5年度（2023年度）末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

【区の目標】

令和2年度（2020年度）に既存の相談窓口等の機能や施設を生かし、面的整備型の地域生活支援拠点として整備しました。今後は障害のある方の地域生活を支えるために相談支援事業所や各障害福祉サービス事業所等を含めて円滑な連携やネットワークを図っていきます。また、夜間・休日にも対応する障害者虐待SOS電話を設置します。

	令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）
検証及び検討	1回実施	1回実施	1回実施

<地域生活支援拠点等の面的整備 イメージ>



(5) 障害児支援

障害児支援の種類	
① 児童発達支援	⑤ 居宅訪問型児童発達支援
② 医療型児童発達支援	⑥ 障害児相談支援
③ 放課後等デイサービス	⑦ 障害児入所支援
④ 保育所等訪問支援	

見込量確保のための方策等

「児童発達支援」は、区内の未就学児数の減少に伴い、令和4年度（2022年度）をピークに利用者数は減少していくと見込みました。今後、重症心身障害児、医療的ケア児支援を行う事業所の開設を推進していきます。

「放課後等デイサービス」の区内の児童数の減少に伴い、利用者数は減少していくと見込みました。なお、重症心身障害児、医療的ケア児支援を行う事業所の開設は推進していきます。

「障害児入所支援」は、令和2年（2020年）4月より児童相談所が開設したことにより、東京都から区へ移管されました。現在の利用者が今後継続すると見込みました。今後の推移を見守るとともに、必要なサービス量の確保に努めていきます。

障害を持つ子ども達が、地域で家族とともに健やかに成長するためには、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築が必要です。

ライフステージに応じた切れ目のない支援を提供できるよう、関係機関の連携・協力体制の強化により、障害児支援体制の基盤整備を図るとともに、障害の程度や種別で特に不足している事業所の開設を推進していきます。

① 児童発達支援

未就学の障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

1月当たりの数値（各年度の3月分 令和2年度(2020年度)は実績見込値）

	実績			見込量		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
サービス量 (単位：人日分)	6,632	6,234	7,073	7,495	7,495	7,447
利用者数 (単位：人)	880	910	992	1,048	1,048	1,036

② 医療型児童発達支援

上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練及び治療を行います。

1月当たりの数値（各年度の3月分 令和2年度(2020年度)は実績見込値）

	実績			見込量		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
サービス量 (単位：人日分)	23	9	8	18	24	30
利用者数 (単位：人)	8	4	4	6	8	10

③ 放課後等デイサービス

特別支援学校、特別支援学級等に就学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に行います。

1月当たりの数値（各年度の3月分 令和2年度(2020年度)は実績見込値）

	実績			見込量		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
サービス量 (単位：人日分)	13,642	13,468	13,789	13,701	13,614	13,571
利用者数 (単位：人)	1,197	1,150	1,265	1,257	1,249	1,245

④ 保育所等訪問支援

保育所等を利用中の障害児に、訪問支援員が保育所等を訪問し、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を行います。

1月当たりの数値（各年度の3月分 令和2年度(2020年度)は実績見込値）

	実績			見込量		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
サービス量 (単位：人日分)	3	0	15	15	15	15
利用者数 (単位：人)	3	0	5	5	5	5

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等により外出が困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供します。

1月当たりの数値（各年度の3月分 令和2年度(2020年度)は実績見込値）

	実績			見込量		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
サービス量 (単位：人日分)	0	0	8	12	12	12
利用者数 (単位：人)	0	0	2	3	3	3

⑥ 障害児相談支援

障害児が、障害児通所支援のサービスを適切に利用することができるよう、利用者の依頼を受けた障害児相談支援事業者が、サービス提供事業者等と連絡・調整を行い、障害児支援利用計画を作成します。さらに、一定期間ごとにモニタリングを実施し、必要に応じて、障害児支援利用計画の見直し、変更等を行います。

1月当たりの数値(各年度の1月当たりの平均値 令和2年度(2020年度)は実績見込値)

	実績			見込量		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数 (単位：人)	380	383	415	427	439	455

⑦ 障害児入所支援

障害児（発達障害を含む）が入所し保護を受けながら、地域・家庭での生活に必要な日常生活の指導などを受けます。福祉サービスを行う「福祉型」、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」の2つがあります。

東京都が実施主体となっていましたが、令和2年（2020年）4月に児童相談所が開設したことにより、区へ移管されました。

1月当たりの数値（各年度の3月分 令和2年度（2020年度）は実績見込値）

	実績			見込量		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
福祉型利用者数 (単位：人)	—	—	11	11	11	11
医療型利用者数 (単位：人)	—	—	3	3	3	3

成果目標6 障害児支援の提供体制の整備等

① 児童発達支援センターの設置

達成

児童発達支援センターとは、児童福祉法第43条に規定された障害児の日常生活における基本的動作の指導や、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行う障害児通所支援施設のひとつで、地域における中核的な施設です。

【国の基本指針】

令和5年度（2023年度）末までに児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。

【区の現状】

令和2年（2020年）4月1日に児童発達支援センターとして「発達相談・支援センター」を開設しました。

達成

② 保育所等訪問支援の充実

保育所等訪問支援とは、児童福祉法第6条の2の2第5項に規定された保育所等を訪問し、障害児とその他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行う事業です。

【国の基本指針】

令和5年度（2023年度）末までに児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施する等により全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

【区の現状】

令和2年（2020年）4月1日に開設した「発達相談・支援センター」で保育所等訪問支援を実施しています。

また、発達相談・支援センターでは、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身に付け、適切な対応ができるよう、ペアレントトレーニング等の支援プログラムを実施します。また、今後、家族等に対する支援として、ペアレントメンターの養成やピアサポート活動推進事業等を検討していきます。

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講者数 (単位：組)	60	70	70

③ 重症心身障害児を支援する事業所の確保

達成

【国の基本指針】

令和5年度（2023年度）末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。

【区の現状】

令和2年（2020年）9月末現在、区内に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所は3カ所あり、重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所は1カ所あります。

④ 医療的ケア児支援の関係機関協議の場の設置と

達成

新規

医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

医療的ケア児とは、人工呼吸器を装着している障害児、その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児をいいます。

医療的ケア児等に関するコーディネーターとは、医療的ケア児の支援を総合調整する役割を行います。

【国の基本指針】

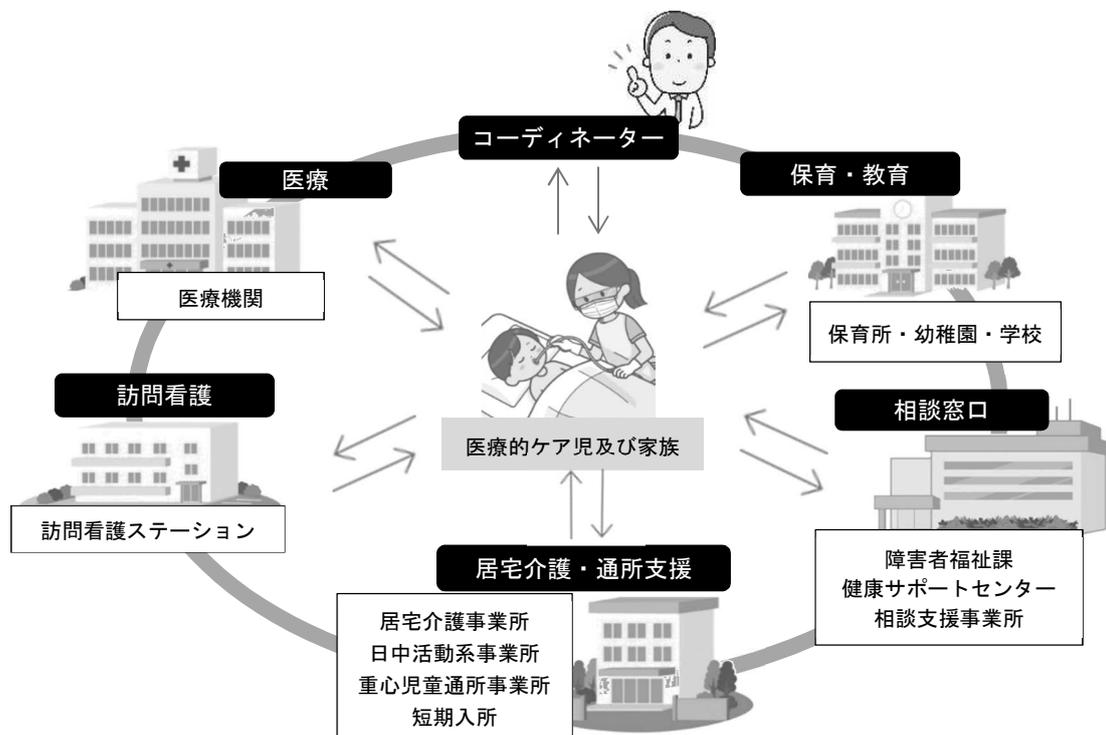
令和5年度（2023年度）末までに 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

【区の目標】

医療的ケア児の支援に関し、実際に支援を行っている関係部署と連携し、令和2年度（2020年度）に保健、医療、障害福祉、保育、教育等関係機関の協議の場を設置しました。

医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置については、本計画より新たに設定された項目です。医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割を担うコーディネーターを配置します。

<医療的ケア児支援の関係機関協議の場 イメージ>



(6) サービスの質の向上に向けた取り組み

成果目標7 障害福祉サービス等の質の向上

新規

【国の基本指針】

令和5年度（2023年度）末までに都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みを実施する体制を構築することを基本とする。

【区の目標】

本計画より新たに設定された項目です。

サービス等の質を向上させるための取り組みとして行っている障害福祉サービス事業者に対する集団指導・個別指導及び相談支援専門員に必要な知識の習得や事例研究による課題解決能力の向上を目的とした人材育成のためのブラッシュアップ研修を継続することを目標とします。

第5章 地域生活支援事業

1 地域生活支援事業について

地域生活支援事業とは、総合支援法第77条及び第78条に基づき、障害のある方が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、区が地域の特性や利用者の状況に応じて、柔軟に実施する事業です。

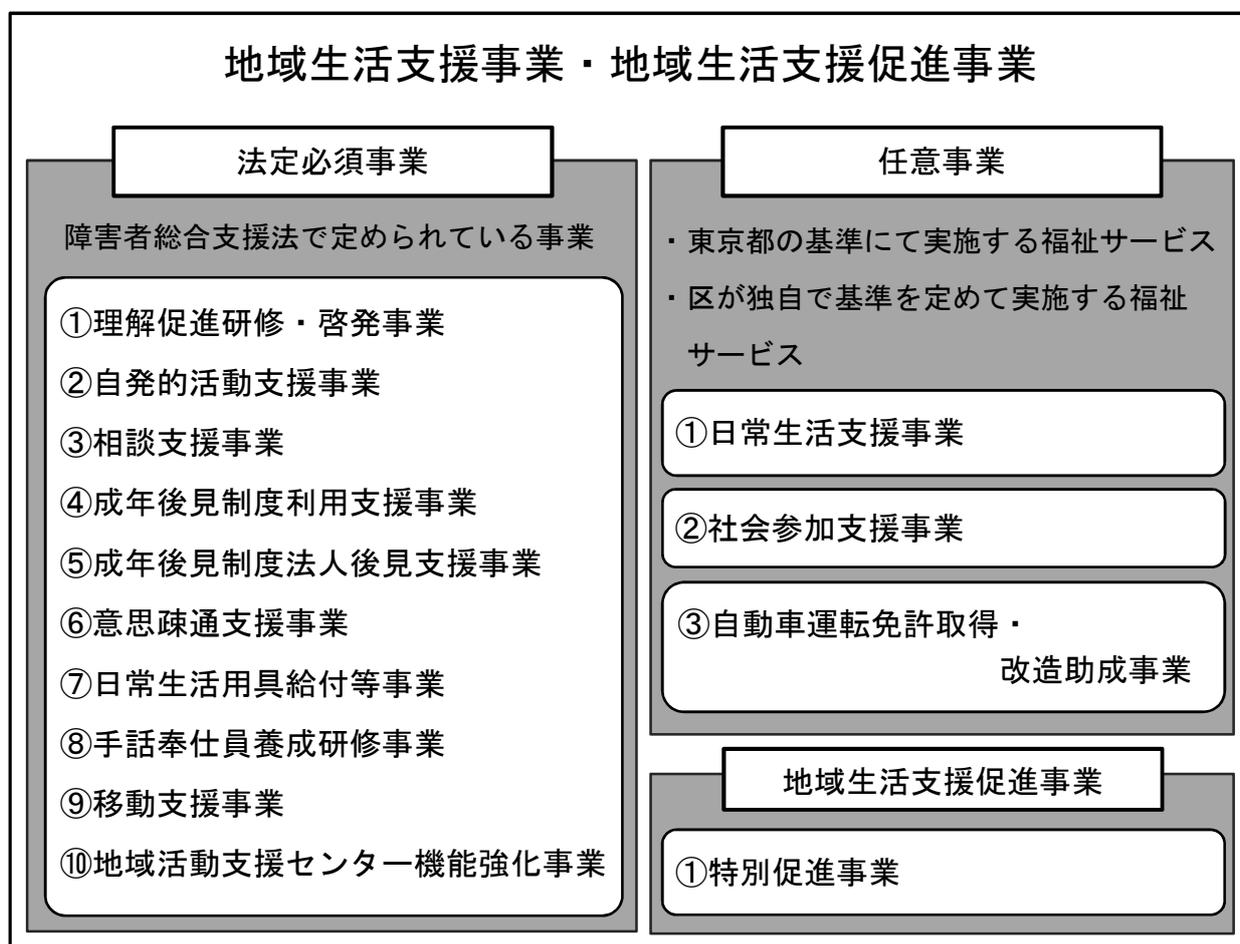
地域生活支援事業は、地域生活支援事業の法定必須事業及び任意事業と地域生活支援促進事業で構成されており、障害のある方の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず、区民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向け支援を行います。

本計画では、令和3年度(2021年度)から5年度(2023年度)までの各年度における地域生活支援事業について、平成30年度(2018年度)から令和2年度(2020年度)のサービス利用実績等を勘案して、その種類ごとに必要な量を見込みます。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年度(2019年度)及び令和2年度(2020年度)の実績値が増加している事業や減少している事業があります。

※令和2年度(2020年度)実績値は、年度末見込の数値です。

<地域生活支援事業の構成>



2 地域生活支援事業計画及び見込量

(1) 法定必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

区民の方に対して、障害者（児）の理解を深めるための研修や啓発（イベントや講演会の開催、パンフレットの配付等）を行います。また、障害のある方の雇用促進及び啓発に向けて障害者就労支援・雇用フェアを実施します。

② 自発的活動支援事業

障害のある方やその家族等、地域住民等が自発的に行う活動に対して、支援を行います。

(ア) ピアサポート

障害のある方やその家族等がお互いの悩みを共有することや、情報交換のできる交流会活動を支援します。

○家族交流会

こころの病をもつ方の家族を対象に、悩みの話し合いや病気、社会資源（福祉制度、年金等）に関する知識等について学ぶために実施します。

	実績			見込量		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
年間回数	48	44	36	48	48	48
参加者数	291	217	180	250	250	250

○酒害家族教室

アルコールに関する悩みのある家族が集い、専門病院の医師やソーシャルワーカー、保健師とともに「アルコール依存」について学ぶために実施します。

	実績			見込量		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
年間回数	22	22	18	24	24	24
参加者数	85	53	43	58	58	58

○酒害本人ミーティング

アルコールに関する問題に悩む本人を対象に、同じ悩みを持つ方同士が集い、病院のソーシャルワーカーも交えて、断酒のためのミーティングを実施します。

	実績			見込量		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
年間回数	24	22	18	24	24	24
年間参加者数	116	91	72	96	96	96

○精神家族講演会

統合失調症やうつ病等の患者の家族を対象に、病気、本人への接し方、医療・福祉制度等について学ぶ場として開催します。

	実績			見込量		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
年間回数	3	3	3	3	3	3
参加者数	65	46	45	45	45	45

○リハビリ自主グループの支援

リハビリ教室の卒業生で、脳卒中等による身体障害のある方たちの自主グループへの活動支援を行います。

	実績			見込量		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
団体数	3	3	3	3	3	3

(イ) 障害者団体等の活動支援

障害者団体等が自発的に実施する講座・講演会、イベント等について、側面的な支援を行います。

③ 相談支援事業

(ア) 障害者相談支援事業

障害者及び障害児の保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言、虐待防止等の権利擁護のために必要な援助、及び障害福祉サービスの利用支援等を行います。

【相談業務を行う窓口】

障害者福祉課 (身体障害・知的障害)	鹿骨健康サポートセンター (身体障害・精神障害)
発達相談・支援センター (発達障害 ^(※))	小松川健康サポートセンター (身体障害・精神障害)
障害者就労支援センター (身体障害・知的障害・精神障害)	なぎさ健康サポートセンター (身体障害・精神障害)
障害者支援ハウス (身体障害・知的障害)	地域活動・相談支援センターかさい (身体障害・知的障害・精神障害)
中央健康サポートセンター (身体障害・精神障害)	地域活動支援センターえどがわ (精神障害)
小岩健康サポートセンター (身体障害・精神障害)	地域活動支援センターはるえ野 (精神障害)
東部健康サポートセンター (身体障害・精神障害)	地域活動支援センターこまつがわ (精神障害)
清新町健康サポートセンター (身体障害・精神障害)	児童相談所 はあとポート (18歳未満の障害児)
葛西健康サポートセンター (身体障害・精神障害)	

※知的障害を伴わない発達障害（またはその疑い）のある方。

(イ) 基幹相談支援センター等機能強化事業

相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、専門的職員を配置することや、相談支援事業者等に対して専門的指導・助言、研修等を実施し、相談支援機能を強化します。

令和2年度に障害者福祉課を中心として、健康サポートセンターや児童相談所などの各機関と連携を図る基幹相談支援センターとしての体制を整えました。今後は相談支援体制の充実・強化等に向けて、相談支援事業所との連携強化をさらに推進していきます。

(ウ) 精神障害者居住サポート事業

賃貸契約による一般住宅への入居を希望している精神障害のある方に対して、入居に必要な調整等に係る支援をします。また、入居後も緊急に対応が必要な場合は関係機関との連絡調整、相談支援等を行います。

	実績			見込量		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
転宅者数	27	17	15	20	20	20
登録者数	57	40	40	50	50	50

参考 江戸川区居住支援協議会

平成30年度(2018年度)に不動産関係団体、社会福祉協議会、区が連携し設立しました。

熟年者、障害のある方、低額所得者、子育て世帯等の住宅の確保に配慮を要する方(住宅確保要配慮者)への居住支援として、民間賃貸住宅の供給及び円滑な入居の促進に取り組んでいます。

④ 成年後見制度利用支援事業

成年後見人等に対する報酬を負担することが困難な知的障害のある方及び精神障害のある方に対し、その費用を助成することにより成年後見制度の利用を促進します。

	実績			見込量		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
年間助成件数	11	16	23	30	37	44

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度において親族等の適切な後見人が得られない場合に、社会福祉協議会が、身近な地域において支援する法人として後見人、保佐人、補助人を区からの補助金を受け、受任する事業です。また、社会福祉協議会は、地域に根差した社会貢献型区民後見人を養成しています。

本事業の実施により、障害のある方の権利擁護を徹底していきます。

参考 権利擁護事業

江戸川区社会福祉協議会で設置している「安心生活センター」で実施しています。

日常生活の判断能力に不安のある熟年者や障害のある方が、安心して福祉サービスの利用や金銭管理等が行えるように支援する事業を行うほか、平成28年(2016年)5月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき、判断能力が不十分で成年後見制度が必要となった方に対しても相談や支援を行い、利用しやすい環境づくりを進めています。

⑥ 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある方に、手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

(ア) 手話通訳者派遣事業

聴覚、言語機能等に障害のある方が、通院、区役所の手続き等の場面で、健聴者との意思疎通を図り、情報を正確に提供するために手話通訳者を派遣します。

また、令和元年度(2019年度)よりリレー手話通訳者(ろう通訳者)の派遣を開始し、高齢のろう者の方など、健聴の手話通訳者が表す手話表現ではうまく意思疎通ができない方について、より円滑な意思疎通ができるよう健聴の手話通訳者に加え、希望によりろうの手話通訳者を派遣します。

	実績			見込量		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
年間件数	1,782	1,758	1,258	1,747	1,736	1,726
利用者数	217	197	157	193	189	185

(イ) 要約筆記者派遣事業

聴覚、言語機能等に障害のある方が、通院、区役所の手続き等の場面で、健聴者との意思疎通を図り、情報を正確に提供するために要約筆記者を派遣します。

	実績			見込量		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
年間件数	151	102	64	89	79	70
利用者数	12	12	11	11	11	11

(ウ) 手話通訳者設置事業

区役所本庁舎での手続きや相談等で、手話通訳者の同行が必要となる場合のために、手話通訳者を設置します。

	実績			見込量		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
年間件数	220	182	208	205	203	201

(エ) 手話通訳者緊急派遣事業

聴覚、言語機能等に障害のある方が、救急車で医療機関に搬送された際に、要望により手話通訳者を当該医療機関に派遣します。

	実績			見込量		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
年間件数	2	0	2	2	2	2

⑦ 日常生活用具給付等事業

心身障害者（児）が日々の生活を円滑に送れるよう、必要なホームケア機器等を給付し、生活の利便向上を図ります。

(ア) 介護・訓練支援用具（10品目）

特殊寝台や特殊マット等の障害者（児）の身体介護を支援する用具、障害児が訓練に用いるいす等で、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性のあるもの。

	実績			見込量		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
年間件数	44	52	40	50	50	50

(イ) 自立生活支援用具（13品目）

入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置等の障害のある方の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具で、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。

	実績			見込量		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
年間件数	146	165	162	160	160	160

(ウ) 在宅療養等支援用具（10品目）

電気式たん吸引器や音声式体温計等の障害のある方の在宅療養等を支援する用具で、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。

	実績			見込量		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
年間件数	79	93	95	104	113	123

(エ) 情報・意思疎通支援用具（16品目）

点字器や人工喉頭等の障害のある方の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具で、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。

	実績			見込量		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
年間件数	173	218	257	313	343	373

(オ) 排せつ管理支援用具（2品目）

ストーマ用装具等の障害のある方の排せつ管理を支援する衛生用品で、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。

	実績			見込量		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
年間件数	13,070	13,720	13,995	14,414	14,846	15,291

(カ) 住宅改修費（居住生活動作補助用具）

障害のある方の居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

	実績			見込量		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
年間件数	15	14	10	15	15	15

⑧ 手話奉仕員養成研修事業（登録手話通訳者養成講座事業）

地域生活支援事業では手話奉仕員養成研修事業が法定必須事業となっていますが、区では平成 19 年度(2007 年度)から手話通訳者の養成事業に注力するため、登録手話通訳者養成講座事業を実施しています。

手話通訳に必要な知識及び技術を習得した手話通訳者を養成するための講座を行います。

	実績			見込量		
	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
講座実施回数	280	280	273	280	280	280
修了者数	57	41	34	72	112	112

⑨ 移動支援事業

地域における自立生活及び社会参加を促進するため、屋外での移動が困難な障害のある方（児）の外出を支援します。

	実績			見込量		
	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
年間延べ時間数	176,984	183,267	141,617	189,773	196,510	203,486
利用者数	1,559	1,637	1,350	1,719	1,805	1,895

⑩ 地域活動支援センター機能強化事業

障害のある方が、地域の実情に応じて、創作的活動や生産活動をすることができるよう、地域活動支援センターの機能を充実し、社会との交流、地域生活支援の促進を図ります。

(ア) 地域活動支援センター I 型

専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業とあわせて相談支援事業を行います。

	実績			見込量		
	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
箇所数	3	4	4	4	4	4
登録者数	2,019	2,199	2,379	2,559	2,739	2,919

(イ) 地域活動支援センターⅡ型

地域において雇用・就労が困難な在宅の障害のある方に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを行います。

	実績			見込量		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
箇所数	7	6	6	6	6	6
利用者数	415	358	261	358	358	358

(ウ) 地域活動支援センターⅢ型

日中活動および基本的な相談の場として、個人の目的やニーズに応じた社会参加及び社会復帰の支援を行います。

	実績			見込量		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
箇所数	3	3	3	3	3	3
登録者数	178	168	198	208	218	228

(2) 任意事業

① 日常生活支援事業

(ア) 巡回入浴サービス事業

家庭での入浴が困難な重度障害者（児）に対し、衛生的で健康的な生活の維持を図るため、巡回入浴車を派遣して入浴サービスを行います。

	実績			見込量		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
年間件数	5,470	6,061	6,345	6,725	6,821	6,917
登録者数	84	89	88	92	93	94

(イ) 心の専門グループワーク事業

回復期にある精神障害者を対象に、原則2年を期限として、社会生活への適応を図ることを目的にグループ活動を行います。

(ウ) 日中一時支援（日帰りショート）事業

在宅の心身障害者（児）の保護者または家族が、疾病・事故等で一時的に障害者（児）を介護できなくなった場合に、世帯の生活の安定を図るため、支援を行います。

	実績			見込量		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
年間日数	943	1,001	647	1,063	1,128	1,197

(エ) 精神障害者自立生活体験事業

病院・施設等から地域生活に向けての訓練や病状悪化防止のための休息または一時的に家族支援が受けられない時等に安心して過ごせる専用居室が活用できます。

	実績			見込量		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
年間件数	501	575	550	550	550	550
登録者数	113	117	120	120	120	120

②社会参加支援事業

(ア) 障害者スポーツ大会の助成事業

心身障害者（児）のスポーツ・レクリエーション活動への参加を促進するため、助成金を支給します。

(イ) 心の交流スポーツ大会事業

スポーツを通じて、精神障害者施設等の利用者と健康サポートセンターの心の専門グループワーク参加者との交流を図ります。

(ウ) 障害者作品展助成事業

障害のある方の作品を一堂に集め、日頃の成果の発表の場とするとともに、障害理解の促進を図るための作品展に対し、助成します。

(エ) ボランティア講座事業

精神障害者のための施設等において、ボランティアを希望する方のために、病気への理解や現状についての講座を開催します。

③ 自動車運転免許取得・改造助成事業

(ア) 自動車改造費の助成事業

社会参加の促進を図るため、重度身体障害者が就労等に伴い自ら運転する自動車を取得するとき、その自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

	実績			見込量		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
年間件数	5	11	6	10	10	10

(イ) 自動車運転教習費の助成事業

日常生活の利便及び生活圏の拡大を図るため、心身障害者が自動車運転免許を取得する際に要する費用の一部を助成します。

	実績			見込量		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
年間件数	9	7	8	9	9	9

(3) 地域生活支援促進事業

① 特別促進事業

(ア) 寝具乾燥消毒サービス事業

常時寝たきりの状態にある在宅の重度障害者（児）に対し、衛生的で健康的な生活の維持を図るため、寝具類の乾燥消毒を行います。

	実績			見込量		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
年間件数	324	294	320	320	330	340
登録者数	65	59	71	71	75	80

(イ) 寝具水洗いサービス事業

常時寝たきりの状態にある在宅の重度障害者（児）に対し、衛生的で健康的な生活の維持を図るため、寝具類の水洗いクリーニングを行います。

	実績			見込量		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
年間件数	71	78	85	85	85	85
登録者数	82	75	90	90	90	90

(ウ) 福祉理美容サービス事業

常時複雑な介護を要する在宅の重度障害者（児）に対し、健康的な生活の維持と家族の介護負担軽減を図るため、在宅で理美容サービスが受けられる福祉理美容券を交付します。

	実績			見込量		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
年間件数	1,760	1,713	1,696	1,900	1,900	1,900
支給者数	449	442	430	450	450	450

資料編

1 実態調査実施概要

調査方法：郵送によるアンケート調査

調査期間：令和元年（2019年）10月23日（水）～11月13日（水）

調査対象者及び回収状況：

	調査対象者	発送数	回収数	回収率
1	身体障害者手帳所持者	800 件	536 件	67.0%
2	愛の手帳所持者	200 件	127 件	63.5%
3	精神障害者保健福祉手帳所持者	200 件	133 件	66.5%
4	難病手当受給者	150 件	97 件	64.7%
5	児童通所受給者証所持者	150 件	95 件	63.3%
合 計		1,500 件	988 件	65.9%

（令和元年（2019年）9月27日現在、無作為抽出した区民）

2 策定経過

(1) 策定委員会委員

【策定委員】

分野	氏名	
保健医療関係者	江戸川区医師会	小川 勝 ※会長
教育関係者	都立鹿本学園	庄司 伸哉
就労支援関係者	江戸川区立障害者就労支援センター	鈴木 大樹
障害当事者	江戸川区視覚障害者福祉協会	松本 俊吾
障害当事者	江戸川ろう者協会	佐野 敏勝
障害当事者	江戸川区立えがおの家保護者会	佐藤 薫子
障害者団体関係者	NPO法人ワークあけぼの会	亀田 英孝
障害福祉サービス事業者	社会福祉法人江戸川菜の花の会	南波 清也
区民	公募委員	蛭川 涼子
区民	公募委員	橘 みき
行政関係者	福祉部長	森 淳子
行政関係者	健康部長	天沼 浩

【事務局】

部署		氏名
福祉部	福祉推進課長	白木 雅博
	障害者福祉課長	河本 豊美
	生活援護第一課長	安田 健二
子ども家庭部	子育て支援課長	茶谷 信一
	保育課長	茅原 光政
児童相談所	援助課	上坂 かおり
健康部	健康推進課長	石原 詠子
	副参事	菊池 佳子
教育委員会	教育推進課長	飯田 常雄
	学務課長	甲斐 豊明

(2) 策定委員会経過

回数	開催日	主な議題
第1回	令和2年(2020年) 7月9日	・第6期江戸川区障害福祉計画及び第2期江戸川区障害児福祉計画の策定について
第2回	令和2年(2020年) 11月5日	・第6期江戸川区障害福祉計画及び第2期江戸川区障害児福祉計画の計画書(案)について ・パブリックコメントの実施について
第3回	令和3年(2021年) 3月25日	・パブリックコメントの結果について ・計画(案)について

(3) 江戸川区地域自立支援協議会経過

会 長 小川 勝
副会長 戸倉 振一
委員構成 保健医療関係者2名、民生・児童委員1名、教育関係者3名、就労支援関係者3名、障害当事者5名、障害者団体関係者3名、障害福祉サービス・相談支援事業者3名、社会福祉協議会職員1名
計21名

回数	開催日	計画策定に係る主な議題
第1回	令和2年(2020年) 7月9日	・第6期江戸川区障害福祉計画及び第2期江戸川区障害児福祉計画の策定について
第2回	令和2年(2020年) 11月5日	・第6期江戸川区障害福祉計画及び第2期江戸川区障害児福祉計画の策定状況について
第3回	令和3年(2021年) 3月25日	・第6期江戸川区障害福祉計画及び第2期江戸川区障害児福祉計画の策定状況について

(注) 障害者総合支援法第88条第8項により、障害福祉計画の策定または変更時に、あらかじめ、地域自立支援協議会の意見を聴くように努めなければならないとされています。

(4) パブリックコメント実施結果

公募期間	令和3年(2021年)1月15日から1月29日まで(15日間)
意見件数	45人 延べ182件

**第6期江戸川区障害福祉計画
第2期江戸川区障害児福祉計画**

(令和3年(2021年)3月発行)

【編集・発行】

江戸川区 福祉部 障害者福祉課
〒132-8501 江戸川区中央1-4-1
電話 03(3652)1151(代表)

<http://www.city.edogawa.tokyo.jp/>